

建築物等のデザイン基準

(美観地区 美観形成地区 建造物修景地区)

令和3年6月



目 次

建築物等のデザイン基準

■ 美観地区 美観形成地区

都市計画に定める建築物の形態意匠の制限	1
・用語の定義	3
・形態意匠の制限に係る共通の基準	4
・認定の特例、適用除外	5
・別表 1（山ろく型美観地区）	6
・別表 2（山並み背景型美観地区）	7
・別表 3（岸辺型美観地区）	8
・別表 4（旧市街地型美観地区）	11
・別表 5（歴史遺産型美観地区 一般地区）	13
・別表 6（歴史遺産型美観地区 祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区）	15
・別表 7（歴史遺産型美観地区 祇園町南歴史的景観保全修景地区）	16
・別表 8（歴史遺産型美観地区 上京小川歴史的景観保全修景地区）	18
・別表 9（歴史遺産型美観地区 伏見南浜界わい景観整備地区）	19
・別表 10（歴史遺産型美観地区 三条通界わい景観整備地区）	20
・別表 11（歴史遺産型美観地区 上賀茂郷界わい景観整備地区）	21
・別表 12（歴史遺産型美観地区 千両ヶ辻界わい景観整備地区）	22
・別表 13（歴史遺産型美観地区 上京北野界わい景観整備地区）	24
・別表 14（歴史遺産型美観地区 西京極原界わい景観整備地区）	25
・別表 15（歴史遺産型美観地区 本願寺・東寺界わい景観整備地区）	26
・別表 16（沿道型美観地区）	28
・別表 17（市街地型美観形成地区）	31
・別表 18（沿道型美観形成地区）	32
・別表 19（歴史遺産型美観地区 先斗町界わい景観整備地区）	34
別紙様式一覧	37
景観法第 72 条に基づき条例で定める工作物の形態意匠等の制限	48
京都市市街地景観整備条例に定める植栽等の基準	50

■ 建造物修景地区

京都市景観計画に定める建造物修景地区における行為の制限	51
・用語の定義	52
・建築物の形態意匠の制限に係る共通の基準	52
・建築物の形態意匠の制限に関する基準の適用除外等	53
・別表 1（山ろく型建造物修景地区）	54
・別表 2（山並み背景型建造物修景地区）	55
・別表 3（岸辺型建造物修景地区）	56
・別表 4（町並み型建造物修景地区）	57
・別表 5（良好な景観の形成のための工作物の形態意匠等の制限及び緑化の推進）	58

資 料

京都市市街地景観整備条例	59
京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則	78
景観規制図（美観地区 美観形成地区 建造物修景地区）	92

建築物等のデザイン基準

(美観地区 美観形成地区)

都市計画に定める建築物の形態意匠の制限

景観地区における建築物の形態意匠の制限を以下のとおり定める。

名 称		面積（ha）		建 築 物 の 形 態 意 匠 の 制 限	備 考
山ろく型美観地区		約 138		共通の基準 及び別表 1	北白川・銀閣寺周辺
					渋谷・馬町
					今熊野・泉涌寺周辺
					本町筋・稲荷山周辺
山並み背景型美観地区		約 303		共通の基準 及び別表 2	下鴨神社周辺（2）
					田中・吉田
					京都大学周辺
					聖護院・吉田山周辺
岸辺型美観 地区	一般地区	約 68	約 93	共通の基準 及び別表 3	哲学の道
					岡崎疏水
					鴨川東（1）
					鴨川東（2）
					鴨川西（1）
					鴨川西（3）
					高瀬川（2）
	濠川・宇治川派流				
	歴史的町並み地区	約 25			白川（岡崎・祇園）
					鴨川西（2）
高瀬川（1）					
旧市街地型美観地区		約 1,146		共通の基準 及び別表 4	西陣
					御所周辺
					鴨東
					鴨川
					二条城周辺
					職住共存（1）
					職住共存（2）
					本願寺周辺
					伏見
歴史遺産型美観地区		約 543			
一般地区	約 381		共通の基準 及び別表 5	下鴨神社周辺（1）	
				御所	
				二条城	
				祇園・清水寺周辺	
				本願寺	
				東寺	
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区		約 3.2		別表 6	
祇園町南歴 史的景観保 全修景地区	祇園町南側地区	約 6.5	約 9.9	別表 7	
	宮川町地区	約 2.0			
	八坂通地区	約 1.4			
上京小川歴史的景観保全修景地区		約 2.1		別表 8	

伏見南浜界わい景観整備地区	約 25		別表 9		
	重要界わい整備地域	約 5.3			
三条通界わい景観整備地区	約 6.6		別表 10		
	重要界わい整備地域	約 2.9			
上賀茂郷界わい景観整備地区	約 23		別表 11		
	重要界わい整備地域	約 2.2			
千両ヶ辻界わい景観整備地区	約 37		別表 12		
	重要界わい整備地域	約 7.9			
上京北野界わい景観整備地区	約 7.9		別表 13		
	重要界わい整備地域	約 3.0			
西京樫原界わい景観整備地区	街道北・南地区	約 12	約 18	別表 14	
	街道沿い地区	約 5.5			
	重要界わい整備地域	約 1.3			
本願寺・東寺界わい景観整備地区	約 27		別表 15		
	重要界わい整備地域	約 2.7			
先斗町界わい景観整備地区	先斗町通地区	約 2.0	約 2.1	別表 19	
	重要界わい整備地域	約 0.8			
	一般地区	約 0.1			
沿道型美観地区	都心部幹線地区	約 122	約 132	共通の基準及び別表 16	御池通
					四条通
					五条通（１）
					河原町通
					烏丸通
					堀川通
	三条通地区	約 9.9			三条通
市街地型美観形成地区		約 642		共通の基準及び別表 17	小山
					高野
					西ノ京
					壬生・朱雀
					京都駅周辺
					西七条・唐橋
沿道型美観形成地区	幹線地区	約 423	約 434	共通の基準及び別表 18	北山・白川通
					西大路・北大路通
					二条駅周辺
	京都駅前				
	その他沿道				
	衣掛けの道				
衣掛けの道地区	約 5.3			五条通（２）	
五条通地区	約 5.6				
合 計		約 3,431		—	—

（用語の定義）

- ・ 特定勾配 : 10分の3から10分の4.5までの勾配をいう。
- ・ 特定勾配屋根 : 特定勾配を持つ屋根をいう。
- ・ 低層建築物 : 地階を除く階数が3以下で、かつ、高さ（特定勾配屋根を有する場合は軒の高さとする。以下同じ。）が10メートル以下の建築物をいう。
- ・ 中層建築物 : 地階を除く階数が4以上の建築物又は高さが10メートルを超える建築物のうち、高さが15メートル以下のものをいう。
- ・ 高層建築物 : 高さが15メートルを超える建築物をいう。
- ・ 平入り : 軒が道路（道路が交わる敷地にあつては、いずれかの道路）に平行する屋根形式をいう。
- ・ 軒の出 : 外壁面（木造にあつては、柱・壁の中心）から軒の先端までの水平距離をいう。
- ・ けらば : 切妻屋根の妻側の屋根の端部をいい、^{そばりま}傍軒ともいう。
- ・ けらばの出 : 外壁面（木造にあつては、柱の中心）からけらばの先端までの水平距離をいう。
- ・ インナーバルコニー : 建築物の外壁から突出しないバルコニーをいう。
- ・ 公共の用に供する空地 : 道路、公園、広場、その他これらに類する空地をいう。
- ・ マンセル値 : 日本工業規格 J I S Z 8 7 2 1（色の表示方法－三属性（色相、彩度、明度）による表示方法）に規定する色の表示方法をいう。
- ・ 自然景観と調和する色彩 : 土や自然素材に多い R（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とする。
（アルファベットはマンセル値の色相を示す。以下同じ。）
- ・ 歴史的町並みと調和する色彩 : 木、漆喰、日本瓦、土塗壁等の自然素材が有する Y R（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とし、低明度の N（無彩色）系を除く。
- ・ 沿道及び市街地の町並みと調和する色彩 : Y R（黄赤）、Y（黄）系の他、P（紫）、P B（紫青）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度又は高明度の色彩を基本とする。
- ・ 軒底 : 通りに対して出された庇で、外壁に設けられるものをいい、通り庇、差し掛けともいう。
- ・ 塔屋等 : 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。

（形態意匠の制限に係る共通の基準）

- 1 屋根の色彩
 - ・日本瓦及び平板瓦は、原則としていぶし銀とすること。
 - ・銅板は、素材色又は緑青色とすること。
 - ・銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、原則として光沢のない濃い灰色、光沢のない黒とすること。
- 2 塔屋等の高さ（塔屋等が周囲の屋根又は床と接する位置の平均の高さにおける水平面からの当該塔屋等の最上部までの高さをいう。）は、3 m（都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度地区（以下「高度地区」という。）のうち25 m高度地区又は31 m高度地区に存する建築物（31 m第2種高度地区又は31 m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあっては4 m）以下とすること。ただし、機能上必要であり、かつ、建築物の最高の高さからの塔屋等の最上部までの高さが3 m（高度地区のうち25 m高度地区又は31 m高度地区に存する建築物（31 m第2種高度地区又は31 m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあっては4 m）を超えず、地域の良い景観の形成に支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 塔屋等の位置、規模及び形態意匠については、建築物の本体と均整がとれたものとする。
- 4 建築物の外壁は、傾斜した壁（柱を含む。）としないこと。ただし、良好な市街地の景観形成に資する形態意匠を有するものについては、この限りでない。
- 5 主要な外壁に使用する材料（ガラス及び自然素材を除く。）は、光沢のないものとする。
- 6 バルコニーを設ける場合は、インナーバルコニーとすること。ただし、低層建築物である場合又は公共の用に供する空地から望見できない場合は、この限りでない。
- 7 主要な外壁には次の色彩（マンセル値による明度は定めない。）を使用しないこと。ただし、着色を施していない自然素材については、この限りでない。
 - (1) R（赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの
 - (2) YR（黄赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの
 - (3) Y（黄色）系の色相で、彩度が4を超えるもの
 - (4) GY（黄緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (5) G（緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (6) BG（青緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (7) B（青）系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (8) PB（青紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (9) P（紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (10) RP（赤紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- 8 屋上に設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し、建築物の本体と調和したものとする。
- 9 公共の用に供する空地から望見される位置にクーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は、設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせること等により建築物の本体と調和するよう配慮すること。
- 10 公共の用に供する空地に面して、駐車場等の開放された空地又は自走式の駐車場や駐輪場等を設ける場合は、周囲の景観と調和する門、塀又は生垣等を設置するなど、町並みの連続性に配慮すること。

（認定の特例）

- 1 次のいずれかに該当する建築物で、市長が、当該建築物が存する地域の良い景観の形成に支障がないと認めるものについては、形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表に掲げる形態意匠の制限を適用しないことができる。
 - (1) 優れた形態意匠を有し、土地利用、建築物の位置及び規模等について総合的な配慮がなされていることにより、地域の景観の向上に資すると認められるもの
 - (2) 学校、病院その他の公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要と認められるもの
 - (3) 一定の団地の土地の区域において、複数の建築物から構成される施設で、当該区域及びその周辺の総合的な景観形成を図ることを目的に、当該区域内の建築物の位置、規模、形態意匠等に関する全体計画が定められ、かつ、その全体計画の内容に適合するもの
 - (4) 災害対策その他これに類する理由により緊急に行う必要があるもの
- 2 市長は、上記1の(1)から(3)までの認定を行うに当たっては、あらかじめ、京都市美観風致審議会の意見を聴かなければならない。ただし、京都市美観風致審議会が定める要件に適合する建築物においては、この限りではない。
- 3 市長は、上記2のただし書きの規定を適用して上記1の(1)から(3)までの認定を行った場合、認定後に京都市美観風致審議会に報告しなければならない。
- 4 市長は、上記1の認定を行うに当たっては、良好な景観の保全若しくは形成又は市街地環境の整備改善を図る観点から、必要な範囲において条件を付することができる。

（適用除外）

次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分で、景観の保全及び形成に支障がないと認められるものについては、形態意匠の制限に係る共通の基準及び別表に掲げる形態意匠の制限の全部又は一部を適用しないことができる。

- (1) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に建築物の敷地として使用されている土地で、その全部を一の建築物の敷地として使用する建築物の新築、増築又は改築を行う場合において、当該敷地の規模、形状等により、本計画書に規定する形態意匠の制限に適合させることが困難と認められる建築物
ただし、歴史遺産型美観地区のうち、祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区、祇園町南歴史的景観保全修景地区又は上京小川歴史的景観保全修景地区については、この規定は適用しない。
- (2) 延べ面積が10平方メートル以内又は建築物の高さが3メートル以下の建築物
- (3) 建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
- (4) 仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの
- (5) 文化財保護法の規定により登録有形文化財として登録された建築物
- (6) 京都府文化財保護条例の規定により京都府登録有形文化財として登録された建築物
- (7) 京都市文化財保護条例の規定により京都市登録有形文化財として登録された建築物
- (8) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物で、当該都市計画に定められた内容に適合しない部分を有するもののうち、増築又は移転に係るもの（増築にあっては、当該増築をする部分以外の部分に限る。）
ただし、景観地区に関する都市計画の決定又は変更の際、当該決定又は変更後の都市計画において定められた内容に相当する従前の都市計画又は美観地区において定められた内容に違反している建築物については、この規定は適用しない。
- (9) 区分の異なる2以上の景観地区にわたる建築物であって、建築物の部分ごとに当該部分が存する地区の形態意匠の制限を適用することが、必ずしも当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に有効でないと認められるもの

（認定の特例）第2項ただし書きの適用を受ける場合、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ・低層建築物で延べ面積が200平方メートル未満
- ・美観地区（歴史遺産型美観地区を除く）及び美観形成地区内の建築物
- ・京都市優良デザイン促進制度に基づき助言を受けたもので、その内容を計画に反映したものであると認めるもの

【別表１】山ろく型美観地区

低 層 建 築 物	屋根	- 勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上、けらばの出は 30cm 以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 - 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。
	外壁等	- 建築物の外観は、和風を基調とする形態意匠とすること。 - 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、塀又は生垣等を設置すること。
中 ・ 高 層 建 築 物	屋根	- 勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上、けらばの出は 30cm 以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 - 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。
	外壁等	- 建築物の外観は、和風を基調とする形態意匠とすること。 - 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、塀又は生垣等を設置すること。

（参 考）

山ろく型美観地区では、京都市市街地景観整備条例第 20 条の規定により、敷地面積が 100 平方メートル以上の敷地に対して植栽等の設置基準を定めています。（京都市市街地景観整備条例第 20 条及び同規則第 15 条）

自然景観と調和する色彩とは次の色彩を基本とする。

色相	明度	彩度
R 系, Y R 系, Y 系, N 系	中明度	低彩度

【植栽等の設置基準】

道路に沿って、2メートル当たりに中木 2 本以上の植栽が行われ、又は生け垣（生け垣をなす樹木の高さが 1メートル以上のものに限る。以下同じ。）が設けられていること。ただし、敷地の規模又は形状により植栽を行い、又は生け垣を設置することが困難であると認められるときは、この限りでない。

※ 「中木」とは、高さが 1メートル以上である樹木をいう。

【別表２】山並み背景型美観地区

低層建築物	屋根	- 勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上，けらばの出は 30cm 以上）とすること。ただし，屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては，この限りでない。 - 原則として，塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	日本瓦，金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする
	外壁等	周辺への圧迫感の低減を図るため，道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	道路に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した門，塀又は生垣等を設置すること。
中・高層建築物	屋根	- 勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど，良好な屋上の景観に配慮されたものとする - 原則として，塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	日本瓦，金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする
	外壁等	周辺への圧迫感の低減を図るため，道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	道路に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した門，塀又は生垣等を設置すること。

（参 考）

自然景観と調和する色彩とは次の色彩を基本とする。

色相	明度	彩度
R 系，Y R 系，Y 系，N 系	中明度	低彩度

【別表 3】 岸辺型美観地区

地区名		一般地区	歴史的町並み地区
低層建築物	屋根	- 勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上，けらばの出は 30cm 以上）とすること。ただし，屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては，この限りでない。 - 原則として，塔屋等を設けないこと。	- 特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。ただし，屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては，この限りでない。 - 原則として，塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	日本瓦，金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。	日本瓦，金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。
	外壁等	- 岸辺の風情を維持するため，圧迫感を低減し，水平方向を強調する形態意匠とすること。 - 河川に面する 3 階の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。ただし，次のいずれかに掲げる場合は，この限りでない。 ア 河川に面する外壁面を河川から十分に後退させ，かつ，河川に沿って垣又は柵等を設置することにより岸辺の町並みに配慮された場合 イ 川端通に面する建築物で，その形態意匠が岸辺からの景観に配慮し，かつ，良好な沿道景観の形成に資する場合	- 岸辺の風情を維持するため，河川に面する外壁は，歴史的な町並みや周囲の景観と調和する形態意匠とすること。また，その他の外壁についても，町並み景観に配慮されたものとする。 - 河川に面する 3 階の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。ただし，河川に面する外壁面を河川から十分に後退させ，かつ，河川に沿って垣又は柵等を設置することにより岸辺の町並みに配慮された場合は，この限りでない。
	屋根以外の色彩	自然景観と調和する色彩とすること。	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	道路に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した門，塀又は生垣等を設置すること。	- 道路に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した門，塀又は生垣等を設置すること。 - 河川に面し，開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した垣又は柵等を設置すること。

中・高層建築物	屋根	- 勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 - 原則として、塔屋等を設けないこと。	- 勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 - 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。	日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。
	外壁等	- 岸辺の風情を維持するため、圧迫感を低減し、水平方向を強調する形態意匠とすること。 - 河川に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、次のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。 - ア 河川に面する外壁面を河川から十分に後退させ、かつ、河川に沿って垣又は柵等を設置することにより岸辺の町並みに配慮された場合 - イ 川端通に面する建築物で、その形態意匠が岸辺からの景観に配慮し、かつ、良好な沿道景観の形成に資する場合	- 岸辺の風情を維持するため、河川に面する外壁は、歴史的な町並みや周囲の景観と調和する形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、町並み景観に配慮されたものとする。 - 河川に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、河川に面する外壁面を河川から十分に後退させ、かつ、河川に沿って垣又は柵等を設置することにより岸辺の町並みに配慮された場合は、この限りでない。
	屋根以外 の色彩	自然景観と調和する色彩とすること。	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、塀又は生垣等を設置すること。	- 道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門、塀又は生垣等を設置すること。 - 河川に面し、開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した垣又は柵等を設置すること。

（参 考）

岸辺型美観地区では、京都市市街地景観整備条例第20条の規定により、敷地面積が100平方メートル以上の敷地に対して植栽等の設置基準を定めています。（京都市市街地景観整備条例第20条及び同規則第15条）

【植栽等の設置基準】

◆一般地区

建築物又は工作物と河川との間で空地となる部分に、河川に沿って、3メートル当たり高木1本以上又は2メートル当たり中木2本以上の植栽が行われていること。ただし、敷地の規模又は形状により植栽を行うことが困難であると認められるときは、この限りでない。

◆歴史的町並み地区

建築物又は工作物と河川との間に空地となる部分がある場合にあっては、河川に沿って、町並みの景観の連続性に配慮した植栽が行われていること。

※ 「高木」とは、高さが2.5メートル以上である樹木をいう。

※ 「中木」とは、高さが1メートル以上である樹木をいう。

自然景観と調和する色彩とは次の色彩を基本とする。

色相	明度	彩度
R系，Y R系，Y系，N系	中明度	低彩度

歴史的町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とし，低明度のN（無彩色）系を除く。

色相	明度	彩度
Y R系，Y系，N系	中明度	低彩度

【別表 4】旧市街地型美観地区

低層建築物	屋根	- 特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 - 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする
	軒庇	道路に面する 1，2 階の外壁には、軒庇（原則として特定勾配を持ち、軒の出は 60cm 以上）を設けること。
	外壁等	- 道路に面する外壁は、歴史的な町並みや京都の生活の中から生み出された特徴ある建造物と調和する形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、町並み景観に配慮されたものとする - 道路に面する 3 階の外壁面は、1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。
	屋根以外の色彩	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
中層建築物	その他	道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。
	屋根	勾配屋根（原則として軒の出は 90cm 以上）又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとする
	屋根材等	日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする
	軒庇	道路に面する 1，2 階の外壁には、軒庇（原則として特定勾配を持ち、軒の出は 90cm 以上）を設けること。
	外壁等	- 道路に面する外壁は、歴史的な町並みや京都の生活の中から生み出された特徴ある建造物と調和する形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、町並み景観に配慮されたものとする - 道路に面する 3 階以上の外壁面は、1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。
	屋根以外の色彩	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

高層建築物	屋根	勾配屋根（原則として軒の出は 90cm 以上）又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとする。
	屋根材等	日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。
	軒庇	道路に面する 1，2 階の外壁には、軒庇（原則として特定勾配を持ち、軒の出は 90cm 以上）を設けること。
	外壁等	- 道路に面する外壁は、歴史的な町並みとの調和に配慮されたものとする。 - また、その他の外壁についても、町並み景観に配慮されたものとする。 - 道路に面する 3 階以上の外壁面は、1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。
	屋根以外の色彩	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

（参 考）

歴史的町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とし、低明度の N（無彩色）系を除く。

色相	明度	彩度
Y R 系，Y 系，N 系	中明度	低彩度

【別表 5】歴史遺産型美観地区 一般地区

低層建築物	屋根	・ 特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 ・ 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	・ 日本瓦，銅板又はこれらと同等の風情を有するものとする。
	軒庇	・ 道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 60cm 以上）を設けること。ただし，河原町通，烏丸通，堀川通，今出川通，丸太町通，押小路通（堀川通以西に限る。），御池通（堀川通以东に限る。）又は九条通に面する建築物で，その形態意匠が周囲の歴史的資産や町並みに配慮し，かつ，良好な沿道景観の形成に資する場合は，この限りでない。
	外壁等	・ 道路に面する外壁は，歴史的な町並みや伝統的な建造物と調和する形態意匠とすること。また，その他の外壁についても，町並み景観に配慮されたものとする。 ・ 道路に面する 3 階の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。ただし，次のいずれかに掲げる場合は，この限りでない。 ア 道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ，かつ，道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合 イ 河原町通，烏丸通，堀川通，今出川通，丸太町通，押小路通（堀川通以西に限る。），御池通（堀川通以东に限る。）又は九条通に面する建築物で，その形態意匠が周囲の歴史的資産や町並みに配慮し，かつ，良好な沿道景観の形成に資する場合
	色彩	・ 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	・ 道路や河川に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

中・高層建築物	屋根	・ 特定勾配屋根（原則として軒の出は 90cm 以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 ・ 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	・ 日本瓦，金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。
	軒庇	・ 道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。ただし，河原町通，烏丸通，堀川通，今出川通，丸太町通，押小路通（堀川通以西に限る。），御池通（堀川通以东に限る。）又は九条通に面する建築物で，その形態意匠が周囲の歴史的資産や町並みに配慮し，かつ，良好な沿道景観の形成に資する場合は，この限りでない。
	外壁等	・ 道路に面する外壁は，歴史的な町並みや伝統的な建造物と調和する形態意匠とすること。また，その他の外壁についても，町並み景観に配慮されたものとする。 ・ 道路に面する 3 階以上の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。ただし，次のいずれかに掲げる場合は，この限りでない。 ア 道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ，かつ，道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合 イ 河原町通，烏丸通，堀川通，今出川通，丸太町通，押小路通（堀川通以西に限る。），御池通（堀川通以东に限る。）又は九条通に面する建築物で，その形態意匠が周囲の歴史的資産や町並みに配慮し，かつ，良好な沿道景観の形成に資する場合
	色彩	・ 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	・ 道路や河川に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

（参 考）

歴史的町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とし，低明度の N（無彩色）系を除く。

色相	明度	彩度
Y R 系，Y 系，N 系	中明度	低彩度

【別表 6】歴史遺産型美観地区 祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区

屋根	切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。
屋根材等	日本瓦，銅板又はこれらと同等の風情を有するものとする。
軒庇	道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 60cm 以上）を設けること。ただし，道路に沿って和風の高塀等を設置することにより道路から見えない外壁については，この限りでない。
外壁等	- 建築物の外観は，真壁造りを基調とし，当該地区内の歴史的な建造物の建築様式（※注）を継承した形態意匠とすること。 - 道路に面する 3 階以上の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上，かつ，道路境界から 2 メートル以上後退すること。 - 道路に面する外壁面は，両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し，1 階の外壁面が道路境界から 1.8 メートル以上後退する場合は，原則として，道路に沿って周囲の景観と調和した塀又は柵等を設置すること。 - 道路に面する建具は，和風の意匠とすること。
屋根以外の色彩	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	塀の高さは，1.8 メートル以上 2.5 メートル以下とすること。ただし，この規定の適用の際現に存する塀で，高さが 2.5 メートルを超えるものを改築する場合は，当該従前の高さ以下とすることができる。
建築様式 ※注 1	建築様式については，別紙様式一覧の様式 1－1，様式 1－2，様式 1－5，様式 2－1，様式 2－2，様式 2－3，様式 2－4，様式 2－5，様式 2－6 又は様式 2－7 による。

（参 考）

歴史的町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とし，低明度の N（無彩色）系を除く。

色相	明度	彩度
Y R 系，Y 系，N 系	中明度	低彩度

【別表 7】 歴史遺産型美観地区 祇園町南歴史的景観保全修景地区

地区名	祇園町南側地区	宮川町地区	八坂通地区
屋根	切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は 90cm（張り出し 2 階形式（別紙様式一覧の様式 3－1 を参照）の場合は 60cm）以上）とすること。	切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm（張り出し 2 階形式（別紙様式一覧の様式 3－1 を参照）の場合は 40cm）以上）とすること。	切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は 90cm 以上）とすること。
屋根材等	日本瓦，銅板又はこれらと同等の風情を有するものとする。	同左	同左
軒庇	道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。ただし，道路に沿って和風の高塀等を設置することにより道路から見えない外壁については，この限りでない。	道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 60cm 以上）を設けること。ただし，道路に沿って和風の高塀等を設置することにより道路から見えない外壁については，この限りでない。	道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。ただし，道路に沿って和風の高塀等を設置することにより道路から見えない外壁については，この限りでない。
外壁等	- 建築物の外観は，真壁造りを基調とし，当該地区内の歴史的な建造物の建築様式（※注）を継承した形態意匠とすること。 - 道路に面する 3 階以上の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。 - 外壁面が花見小路通に面する場合は 4 メートル以上，その他の通りに面する場合は 3 メートル以上，3 階以上の外壁面をそれぞれの道路境界から後退すること。 - 道路に面する外壁面は，両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し，1 階の外壁面が道路境界から 1.8 メートル以上後退する場合は，原則として，道	- 建築物の外観は，真壁造りを基調とし，当該地区内の歴史的な建造物の建築様式（※注）を継承した形態意匠とすること。 - 道路に面する 3 階以上の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。 - 外壁面が宮川町通に面する場合は 2.7 メートル以上，その他の通りに面する場合は 1.8 メートル以上，3 階以上の外壁面をそれぞれの道路境界から後退すること。 - 道路に面する外壁面は，両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し，1 階の外壁面が道路境界から 1.8 メートル以上後退する場合は，原則として，道	- 建築物の外観は，真壁造りを基調とし，当該地区内の歴史的な建造物の建築様式（※注）を継承した形態意匠とすること。 - 道路に面する 3 階以上の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。 - 外壁面が八坂通に面する場合は，3 階以上の外壁面を八坂通の道路境界から 90cm 以上後退すること。 - 道路に面する外壁面は，両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し，1 階の外壁面が道路境界から 1.8 メートル以上後退する場合は，原則として，道路に沿って周囲の景観と調和した塀又は柵等を設置すること。

	路に沿って周囲の景観と調和した塀又は柵等を設置すること。 道路に面する建具は、和風の意匠とし、ガラス面を露出しないこと。ただし、和風デザインのショーウィンドウ及び飾り窓その他これらに類するものについては、この限りでない。	路に沿って周囲の景観と調和した塀又は柵等を設置すること。 道路に面する建具は、和風の意匠とし、ガラス面を露出しないこと。ただし、和風デザインのショーウィンドウ及び飾り窓その他これらに類するものについては、この限りでない。	道路に面する建具は、和風の意匠とし、ガラス面を露出しないこと。ただし、和風デザインのショーウィンドウ及び飾り窓その他これらに類するものについては、この限りでない。
屋根以外の色彩	歴史的町並みと調和する色彩とすること。	同左	同左
その他	塀の高さは、1.8メートル以上2.5メートル以下とすること。ただし、この規定の適用の際現に存する塀で、高さが2.5メートルを超えるものを改築する場合は、当該従前の高さ以下とすることができる。	塀の高さは、1.8メートル以上2.5メートル以下とすること。ただし、この規定の適用の際現に存する塀で、高さが2.5メートルを超えるものを改築する場合は、当該従前の高さ以下とすることができる。	- 塀の高さは、1.8メートル以上2.5メートル以下とすること。ただし、この規定の適用の際現に存する塀で、高さが2.5メートルを超えるものを改築する場合は、当該従前の高さ以下とすることができる。 - 門の位置は、塀の位置より、道路から後退させること。 - 塀は、長大感を感じさせない形態意匠とすること。 1階上部の軒庇や屋根付高塀を設けることにより、軒先が連続する町並み景観を保つこと。
建築様式 ※注1	建築様式については、別紙様式一覧の様式1－1，様式1－2，様式2－1，様式2－2，様式2－3，様式2－4，様式3－1，様式3－2，様式3－3，様式3－4，様式3－5，様式3－6又は様式3－7による。	建築様式については、別紙様式一覧の様式1－1，様式1－2，様式1－4，様式2－1，様式2－2，様式2－3，様式2－4，様式3－1，様式3－2，様式3－3，様式3－6又は様式3－8による。	建築様式については、別紙様式一覧の様式1－1，様式1－3，様式1－4，様式1－5，様式1－6，様式1－7，様式2－1，様式2－2又は様式2－3による。

(参 考)

歴史的町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とし、低明度のN（無彩色）系を除く。。

色相	明度	彩度
Y R系，Y系，N系	中明度	低彩度

【別表 8】歴史遺産型美観地区 上京小川歴史的景観保全修景地区

屋根	切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。
屋根材等	日本瓦，銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
軒庇	道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。ただし，道路に沿って和風の高塀等を設置することにより道路から見えない外壁については，この限りでない。
外壁等	- 建築物の外観は，真壁造りを基調とし，当該地区内の歴史的な建造物の建築様式（※注）を継承した形態意匠とすること。 - 道路に面する 3 階以上の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。 - 道路に面する外壁面は，両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し，1 階の外壁面が道路境界から 3.6 メートル以上後退する場合は，原則として，道路に沿って周囲の景観と調和した塀又は柵等を設置すること。 - 道路に面する外壁には，建築物の外壁面から突出した物干し台，屋外階段等が設けられていないこと。 - 道路に面する建具は，和風の意匠とすること。
屋根以外の色彩	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	道路に面する門及び塀等の高さは，2.0 メートル以下とすること。ただし，この規定の適用の際現に存する門及び塀等で，高さが 2.0 メートルを超えるものを改築する場合は，当該従前の高さ以下とすることができる。
建築様式 ※注 1	建築様式については，別紙様式一覧の様式（1），様式（2），様式（3），様式（4），様式（5），様式（6）又は様式（7）による。

（参 考）

歴史的町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とし，低明度の N（無彩色）系を除く。

色相	明度	彩度
Y R 系，Y 系，N 系	中明度	低彩度

【別表 9】歴史遺産型美観地区 伏見南浜界わい景観整備地区

屋根	特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。ただし，中・高層建築物で，勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど，良好な屋上の景観に配慮されたものについては，この限りでない。
屋根材等	日本瓦，金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。
軒庇	道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。
外壁等	- 建築物の外観は，当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 - 道路及び河川に面する外壁は，和風を基調とする形態意匠とすること。また，その他の外壁についても，これと調和するよう配慮すること。 * 道路に面する 3 階以上の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。
屋根以外の色彩	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	- 道路に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。 - 敷地が河川に面する場合は，河川に沿って塀又は生垣等を設置するなど，水辺の景観に配慮すること。

※ *印の規定は，重要界わい整備地域についてのみ適用する。

（参 考）

歴史的町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とし，低明度の N（無彩色）系を除く。

色相	明度	彩度
Y R 系，Y 系，N 系	中明度	低彩度

【別表１０】歴史遺産型美観地区 三条通界わい景観整備地区

低層建築物	屋根	特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。ただし、近代洋風建築を継承した形態意匠とする場合で、良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。
	屋根材等	日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。
	外壁等	- 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 - 道路に面する 3 階の外壁面は、1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。ただし、近代洋風建築を継承した形態意匠とする場合は、この限りでない。 * 三条通に面する外壁又はこれに代わる柱の面は、三条通から十分に後退し、通りの活気と潤いに配慮すること。
	屋根以外の色彩	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
中・高層建築物	屋根	良好な屋上の景観に配慮されたものとする。
	屋根材等	日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。
	外壁等	- 道路に面する外壁は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。また、その他の外壁についても、これと調和するよう配慮すること。 - 道路に面する 3 階以上の外壁面は、1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。ただし、近代洋風建築を継承した形態意匠とする場合は、この限りでない。 * 三条通に面する外壁又はこれに代わる柱の面は、三条通から十分に後退し、通りの活気と潤いに配慮すること。
	屋根以外の色彩	歴史的町並みと調和する色彩とすること。

※ *印の規定は、重要界わい整備地域についてのみ適用する。

（参 考）

歴史的町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とし、低明度の N（無彩色）系を除く。

色相	明度	彩度
Y R 系, Y 系, N 系	中明度	低彩度

【別表 1 1】歴史遺産型美観地区 上賀茂郷界わい景観整備地区

低層建築物	屋根	特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上，けらばの出は 30cm 以上）とすること。
	屋根材等	日本瓦，銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。
	外壁等	- 建築物の外観は，当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 - 道路に面する外壁は，和風を基調とする形態意匠とすること。ただし，道路に沿って土塀その他和風の塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は，この限りでない。 * 道路に面する 3 階の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。
	屋根以外の色彩	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	道路に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した土塀その他和風の門又は塀等を設置すること。
中・高層建築物	屋根	特定勾配屋根（原則として軒の出は 90cm 以上，けらばの出は 30cm 以上）とすること。
	屋根材等	日本瓦，銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。
	外壁等	- 建築物の外観は，当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 - 道路に面する外壁は，和風を基調とする形態意匠とすること。ただし，道路に沿って土塀その他和風の塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は，この限りでない。 * 道路に面する 3 階以上の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。
	屋根以外の色彩	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	道路に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した土塀その他和風の門又は塀等を設置すること。

※ *印の規定は，重要界わい整備地域についてのみ適用する。

（参 考）

歴史的町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とし，低明度の N（無彩色）系を除く。

色相	明度	彩度
Y R 系，Y 系，N 系	中明度	低彩度

【別表 1 2】歴史遺産型美観地区 千両ヶ辻界わい景観整備地区

低層建築物	屋根	・ 特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。 ＊ 切妻平入りとすること。
	屋根材等	・ 日本瓦，銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	・ 道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。
	外壁等	・ 建築物の外観は，当該地区内の歴史的な建造物と調和し，水平線を強調した形態意匠とすること。 ・ 道路に面する 3 階の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。 ・ 道路に面する外壁には，できる限り建築物の外壁面から突出した物干し台，屋外階段等が設けられていないこと。やむを得ずこれらを設ける場合は，建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 ＊ 建築物の外観は，できる限り和風を基調とする形態意匠とすること。 ＊ 道路に面する 3 階の外壁面は，道路境界から 2.7メートル以上後退すること。 ＊ 道路に面する外壁には，建築物の外壁面から突出した物干し台，屋外階段等が設けられていないこと。
	屋根以外の色彩	・ 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	・ 道路に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

中・高層建築物	屋根	・ 特定勾配屋根（原則として軒の出は 90cm 以上）とすること。 ＊ 切妻平入りとすること。
	屋根材等	・ 日本瓦，銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	・ 道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。
	外壁等	・ 道路に面する外壁は，当該地区内の歴史的な建造物と調和し，水平線を強調した形態意匠とすること。また，その他の外壁についても，これと調和するよう配慮すること。 ・ 道路に面する 3 階以上の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。 ・ 道路に面する外壁には，できる限り建築物の外壁面から突出した物干し台，屋外階段等が設けられていないこと。やむを得ずこれらを設ける場合は，建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 ＊ 建築物の外観は，できる限り和風を基調とする形態意匠とすること。 ＊ 道路に面する 3 階以上の外壁面は，道路境界から 2.7 メートル以上後退すること。 ＊ 道路に面する外壁には，建築物の外壁面から突出した物干し台，屋外階段等が設けられていないこと。
	屋根以外の色彩	・ 歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	・ 道路に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

※ ＊印の規定は，重要界わい整備地域についてのみ適用する。

（参 考）

歴史的町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とし，低明度の N（無彩色）系を除く。

色相	明度	彩度
Y R 系，Y 系，N 系	中明度	低彩度

【別表 1 3】歴史遺産型美観地区 上京北野界わい景観整備地区

屋根	- 原則として特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。 * 切妻平入りとすること。
屋根材等	日本瓦又は銅板その他の金属板とすること。
軒庇	道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。
外壁等	- 建築物の外観は，当該地区内の歴史的な建造物と調和し，水平線を強調するとともに，できる限り和風を基調とする形態意匠とすること。 - 道路に面する 3 階以上の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。 - 道路に面する外壁には，できる限り建築物の外壁面から突出する物干し台，屋外階段等が設けられていないこと。やむを得ずこれらを設ける場合は，建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 * 建築物の外観は，真壁造り等の和風を基調とする形態意匠とすること。 * 道路に面する 3 階以上の外壁面は，道路境界から 2.7 メートル以上（上七軒通りにあつては 3.6 メートル以上）後退すること。 * 道路に面する外壁面は，両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し，1 階の外壁面が道路境界から 2.7 メートル以上後退する場合は，道路に沿って周囲の景観と調和した塀又は柵等を設置すること。 * 道路に面する建具は，和風の意匠とし，原則としてガラス面が露出しないこと。
屋根以外の色彩	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	道路に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

※ *印の規定は，重要界わい整備地域についてのみ適用する。

（参 考）

歴史的町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とし，低明度の N（無彩色）系を除く。

色相	明度	彩度
Y R 系，Y 系，N 系	中明度	低彩度

【別表 1 4】歴史遺産型美観地区 西京極原界わい景観整備地区

地区名	街道北，街道南地区	街道沿い地区
屋根	特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。	切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。
屋根材等	日本瓦，銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。	日本瓦，銅板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
軒庇	道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。	同左
外壁等	- 建築物の外観は，当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 - 道路に面する 3 階以上の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。	- 建築物の外観は，当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 - 道路に面する外壁は，真壁造り等の和風を基調とする形態意匠とすること。また，その他の外壁についても，これと調和するよう配慮すること。 - 道路に面する 3 階以上の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上，かつ，道路境界から 3.6 メートル以上後退すること。 - 旧山陰街道に面する敷地は，当該街道側に主玄関口が設けられていること。 - 道路に面する外壁面は，両隣の家屋の外壁面と連続するよう配慮し，1 階の外壁面が道路境界から 3.6 メートル以上後退する場合は，原則として，道路に沿って周囲の景観と調和した塀又は柵等を設置すること。 - 道路に面する外壁には，できる限り建築物の外壁面から突出する物干し台，屋外階段等が設けられていないこと。やむを得ずこれらを設ける場合は，建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。
屋根以外の色彩	歴史的町並みと調和する色彩とすること。	同左
その他	道路に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した門，塀又は生垣等を設置すること。	同左

（参 考）

歴史的町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とし，低明度の N（無彩色）系を除く。

色相	明度	彩度
Y R 系，Y 系，N 系	中明度	低彩度

【別表１５】歴史遺産型美観地区 本願寺・東寺界わい景観整備地区

低層建築物	屋根	- 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。 * 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は 90cm 以上）とすること。
	屋根材等	日本瓦，金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	- 道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。 * 八条通以北においては，東西の通りに面する 1，2 階の外壁に，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。ただし，見世づくりの外観意匠とする場合は，この限りでない。 * 八条通以北においては，1 階の庇等の先端が，道路から原則として 2.7 メートル以上離れないこと。ただし，道路に沿って和風意匠の塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は，この限りでない。 * 八条通以南においては，大宮通に面する 1，2 階の外壁に，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。
	外壁等	- 建築物の外観は，当該地区内の歴史的な建造物と調和し，水平線を強調した形態意匠とすること。 - 道路に面する外壁は，和風を基調とする形態意匠とすること。また，その他の外壁についても，これと調和するよう配慮すること。 - 道路に面する 3 階の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。 - 道路に面して物干し台，屋外階段等を設ける場合は，建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 * 八条通以北においては，東西の通りに面する 3 階の外壁面を 1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退させること。 * 八条通以北の道路が交わる敷地にあつては，それぞれの道路に対して正面性を図る形態意匠とすること。 * 道路が交わる敷地にあつては，道路に面する 1，2 階の外壁は，地区の特色ある意匠を構成する要素（※注）を取り入れたものとすること。
	屋根以外の色彩	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	道路に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

中・高層建築物	屋根	- 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。 * 切妻平入りの特定勾配屋根（原則として軒の出は 90cm 以上）とすること。
	屋根材等	日本瓦，金属板又はこれらと同等の風情を有するものとすること。
	軒庇	- 道路に面する 1，2 階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。 * 八条通以北においては，東西の通りに面する 1，2 階の外壁に，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。ただし，見世づくりの外観意匠とする場合は，この限りでない。 * 八条通以南においては，大宮通に面する 1，2 階の外壁に，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。
	外壁等	- 建築物の外観は，当該地区内の歴史的な建造物と調和し，水平線を強調した形態意匠とすること。 - 道路に面する外壁は，和風を基調とする形態意匠とすること。また，その他の外壁についても，これと調和するよう配慮すること。 - 道路に面する 3 階以上の外壁面は，1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。 - 道路に面して物干し台，屋外階段等を設ける場合は，建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 * 八条通以北においては，東西の通りに面する 3 階以上の外壁面を 1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退させること。 * 八条通以北の道路が交わる敷地にあつては，それぞれの道路に対して正面性を図る形態意匠とすること。 * 道路が交わる敷地にあつては，道路に面する 1，2 階の外壁は，地区の特色ある意匠を構成する要素（※注）を取り入れたものとすること。
	屋根以外の色彩	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	道路に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

※ *印の規定は，重要界わい整備地域についてのみ適用する。

注 本願寺地区の特色ある意匠を構成する要素は，飾り窓，平格子，目隠し格子，額縁窓，持ち出し手摺，腕木びさし，加敷天井（蔵づくり風を含む。），むしこ窓，幕掛けとする。

東寺地区の特色ある意匠を構成する要素は，平格子，出格子，腕木びさし，加敷天井（蔵づくり風を含む。），むしこ窓，幕掛けとする。

（参 考）

歴史的町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とし，低明度の N（無彩色）系を除く。

色相	明度	彩度
Y R 系，Y 系，N 系	中明度	低彩度

【別表 1 6】沿道型美観地区

地区名		都心部幹線地区	三条通地区
低 層 建 築 物	屋根	- 勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施し、若しくは屋上を緑化するなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとする。 - 原則として、塔屋等を設けないこと。	- 勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 - 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする。	日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。
	軒庇	—	道路に面する 1，2 階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 90cm 以上）を設けること。
	外壁等	建築物の外観は、都心部の幹線沿道の良好な景観と調和のとれた形態意匠とすること。	- 道路に面する外壁は、和風を基調とする形態意匠又はこれと調和するものとする。また、その他の外壁についても、町並み景観に配慮されたものとする。 - 道路に面する 3 階の外壁面は、1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。
	屋根以外の色彩	沿道の町並みと調和する色彩とすること。	歴史的町並みと調和する色彩とすること。

中 層 建 築 物	屋根	勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど，良好な屋上の景観に配慮されたものとする。	- 勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど，良好な屋上の景観に配慮されたものとする。 - 原則として，塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする。	日本瓦，金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。
	軒庇	—	道路に面する１，２階の外壁には，特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。
	外壁等	- 建築物の外観は，都心部の幹線沿道の良好な景観と調和のとれた形態意匠とすること。 - 低層部は石貼り等の自然素材を用いるなど，落ち着いた歩行者空間の形成に資するものであること。 - 東堀川通（丸太町通以北，今出川通以南に限る。）に面する敷地にあつては，東堀川通に面する４階以上の外壁面は，３階の外壁面より原則として１メートル以上後退すること。	- 道路に面する外壁は，和風を基調とする形態意匠又はこれと調和するものとする。また，その他の外壁についても，町並み景観に配慮されたものとする。 - 道路に面する３階以上の外壁面は，１階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし，道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ，道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は，この限りでない。
	屋根以外の色彩	沿道の町並みと調和する色彩とすること。	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	—	道路に面し，駐車場等の開放された空地を設ける場合は，周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

高層建築物	屋根	勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施し、若しくは外壁上部に水平線を強調する庇状のものを設けるなど、良好な屋上の景観及び沿道のスカイラインの形成に資するものとする。	- 勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとする。 - 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする。	日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。
	軒庇	—	道路に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は90cm以上）を設けること。
	外壁等	- 建築物の外観は、都心部の幹線沿道の良好な景観と調和のとれた形態意匠とすること。 - 低層部は石貼り等の自然素材を用いるなど、落ち着いた歩行者空間の形成に資するものであること。 - 東堀川通（丸太町通以北、今出川通以南に限る。）に面する敷地にあつては、東堀川通に面する4階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として1メートル以上後退すること。	- 道路に面する外壁は、和風を基調とする形態意匠又はこれと調和するものとする。また、その他の外壁についても、町並み景観に配慮されたものとする。 - 道路に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、道路に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。
	屋根以外の色彩	沿道の町並みと調和する色彩とすること。	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	塔屋等及び屋上に設ける建築設備は、その位置、規模及び形態意匠について、沿道のスカイラインの形成に配慮されたものとする。	道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

（参 考）

沿道の町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とする。

色相	明度	彩度
Y R 系, Y 系, P 系, P B 系, N 系	中明度, 高明度	低彩度

歴史的町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とし、低明度のN（無彩色）系を除く。

色相	明度	彩度
Y R 系, Y 系, N 系	中明度	低彩度

【別表１７】市街地型美観形成地区

低層建築物	屋根	- 勾配屋根とすること。ただし、良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 - 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする
	外壁等	- 道路に面する外壁は、歴史的な町並みや京都の生活の中から生み出された特徴ある建造物と調和する形態意匠とするとともに、良好な景観の創出に配慮されたものとする - 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	市街地の町並みと調和する色彩とすること。
中・高層建築物	屋根	勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとする
	屋根材等	日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする
	外壁等	- 道路に面する外壁は、地域の良好な景観特性を生かし、良好な景観の創出に配慮されたものとする - 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	市街地の町並みと調和する色彩とすること。

（参 考）

市街地の町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とする。

色相	明度	彩度
Y R 系， Y 系， P 系， P B 系， N 系	中明度， 高明度	低彩度

【別表 18】沿道型美観形成地区

地区名		幹線地区及び五条通地区	衣掛けの道地区
低層建築物	屋根	- 勾配屋根とすること。ただし、良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 - 原則として、塔屋等を設けないこと。	- 勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 - 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする。	日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。
	軒庇	—	道路に面する 1，2 階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 60cm 以上）を設けること。
	外壁等	道路に面する外壁は、地域の景観特性を生かし、良好な町並み景観の創出に資するものとする。	- 建築物の外観は、和風を基調とする形態意匠とすること。 - 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	沿道の町並みと調和する色彩とすること。	自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	五条通地区において、五条通に面して、まとまった空地を設ける場合は、歩行者空間と調和した緑化等を行うこと。	—
中層建築物	屋根	勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとする。	- 勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上、けらばの出は 30cm 以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 - 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする。	日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。
	軒庇	—	道路に面する 1，2 階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 60cm 以上）を設けること。
	外壁等	道路に面する外壁は、地域の景観特性を生かし、良好な町並み景観の創出に資するものとする。	- 建築物の外観は、和風を基調とする形態意匠とすること。 - 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	沿道の町並みと調和する色彩とすること。	自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	五条通地区において、五条通に面して、まとまった空地を設ける場合は、歩行者空間と調和した緑化等を行うこと。	道路に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

高層建築物	屋根	勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施し、若しくは外壁上部に水平線を強調する庇状のものを設けるなど、良好な屋上の景観及び沿道のスカイラインの形成に資するものとする。	—
	屋根材等	地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする。	—
	外壁等	道路に面する外壁は、地域の景観特性を生かし、良好な町並み景観の創出に資するものとする。	—
	屋根以外の色彩	沿道の町並みと調和する色彩とする。	—
	その他	- 塔屋等及び屋上に設ける建築設備は、その位置、規模及び形態意匠について、沿道のスカイラインの形成に配慮されたものとする。 - 五条通地区において、五条通に面して、まとまった空地を設ける場合は、歩行者空間と調和した緑化等を行うこと。	—

(参 考)

沿道型美観形成地区（五条通地区）では、京都市市街地景観整備条例第20条の規定により、敷地面積が1,000平方メートル以上の敷地に対して植栽等の設置基準を定めています。（京都市市街地景観整備条例第20条及び同規則第15条）

【植栽等の設置基準】

敷地内に高さが20メートルを超える建築物を建築する場合は、五条通に沿って、8メートル当たり高木1本以上若しくは中木3本以上の植栽を行い、又は8平方メートル以上の緑地を設けること。ただし、敷地の規模又は形状により植栽を行い、又は緑地を設けることが困難であると認められるときは、この限りでない。

※ 「高木」とは、高さが2.5メートル以上である樹木をいう。

※ 「中木」とは、高さが1メートル以上である樹木をいう。

※ 「緑地」とは、高さが1メートル未満の樹木又は芝その他の地被植物で表面が覆われている土地をいう。

(参 考)

沿道の町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とする。

色相	明度	彩度
Y R 系, Y 系, P 系, P B 系, N 系	中明度, 高明度	低彩度

自然景観と調和する色彩とは次の色彩を基本とする。

色相	明度	彩度
R 系, Y R 系, Y 系, N 系	中明度	低彩度

【別表 19】歴史遺産型美観地区 先斗町界わい景観整備地区

地区名		先斗町通地区	一般地区
低層建築物	屋根	- 特定勾配屋根（原則として先斗町通に面する軒の出は 30 cm 以上、その他の軒の出は 60 cm 以上。）とすること。ただし、屋上緑化等により周囲から見下ろした際の良い屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 - 屋根形式は、軒が道路や河川（道路が交わる敷地にあつては、先斗町通。河川と道路が交わる敷地にあつては、河川。）に平行する形式の切妻屋根を基本とし、道路や河川側に軒が出ている状態とすること。 - 原則として、塔屋等を設けないこと。	- 特定勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観の形成に資するものについては、この限りでない。 - 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	日本瓦、銅板又はこれらと同等の風情を有するものとする。	日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。
	軒庇	- 道路や河川に面する 1，2 階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として先斗町通に面する軒の出は 30 cm 以上、その他の軒の出は 60cm 以上）を設けること。 - 軒庇の高さは周囲との連続性に配慮すること。	道路や河川に面する 1，2 階の外壁には、特定勾配の軒庇（原則として軒の出は 60cm 以上）を設けること。
	外壁等	- 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 - 先斗町通に面する 1 階の開口部は、格子戸等の建具や出格子等、通りの品格とにぎわいを創出するしつらえとすること。 - 先斗町通に面する外壁面の位置は、周囲との連続性に配慮すること。ただし、やむを得ず 1 階の外壁面が道路境界から後退する場合は、道路に沿って周囲との連続性を確保するよう門又は塀等を設置すること。 - 先斗町通や河川に面する 3 階の外壁面は、1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。ただし、先斗町通や河川に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、先斗町通や河川に沿って門又は塀等を設置することにより町並	- 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 - 河川に面する 3 階の外壁面は、1 階の外壁面より原則として 90cm 以上後退すること。ただし、河川に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、河川に沿って垣又は柵等を設置することにより岸辺の町並みに配慮された場合は、この限りでない。 - 河川に面する 3 階の外壁には、原則として建築物の外壁面から突出したバルコニーが設けられていないこと。バルコニーを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。

		みに配慮された場合は、この限りでない。 - 河川に面する3階の外壁には、原則として建築物の外壁面から突出したバルコニーが設けられていないこと。バルコニーを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 * 先斗町通に面する建築物の外壁は原則として真壁造りとすること。 * 先斗町通に面する1, 2階の外壁は、地区の特色ある意匠を構成する要素(※注)を取り入れたものとする。	
	屋根以外の色彩	歴史的町並みと調和する色彩とすること。	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
	その他	道路や河川に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。	道路や河川に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。
中・高層建築物	屋根	- 特定勾配屋根(原則として先斗町通に面する軒の出は30cm以上、その他の軒の出は60cm以上。)とすること。ただし、屋上緑化等により周囲から見下ろした際の良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 - 屋根形式は、軒が道路や河川(道路が交わる敷地にあつては、先斗町通。河川と道路が交わる敷地にあつては、河川。)に平行する形式の切妻屋根を基本とし、道路や河川側に軒が出ている状態とすること。 - 原則として、塔屋等を設けないこと。	- 勾配屋根(原則として軒の出60cm以上)とすること。ただし、屋上緑化等により良好な屋上の景観に配慮されたものについては、この限りでない。 - 原則として、塔屋等を設けないこと。
	屋根材等	日本瓦、金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。	日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。
	軒庇	- 道路や河川に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇(原則として先斗町通に面する軒の出は30cm以上、その他の軒の出は60cm以上)を設けること。 - 軒庇の高さは周囲との連続性に配慮すること。	道路や河川に面する1, 2階の外壁には、特定勾配の軒庇(原則として軒の出は60cm以上)を設けること。

外壁等	- 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 - 先斗町通に面する1階の開口部は、格子戸等の建具や出格子等、通りの品格とにぎわいを創出するしつらえとすること。 - 先斗町通に面する外壁面の位置は、周囲との連続性に配慮すること。ただし、やむを得ず1階の外壁面が道路境界から後退する場合は、道路に沿って周囲との連続性を確保するよう門又は塀等を設置すること。 - 先斗町通や河川に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、先斗町通や河川に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、先斗町通や河川に沿って門又は塀等を設置することにより町並みに配慮された場合は、この限りでない。 - 河川に面する3階以上の外壁には、原則として建築物の外壁面から突出したバルコニーが設けられていないこと。バルコニーを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。 * 先斗町通に面する建築物の外壁は原則として真壁造りとすること。 * 先斗町通に面する1, 2階の外壁は、地区の特色ある意匠を構成する要素（※注）を取り入れたものとすること。	- 建築物の外観は、当該地区内の歴史的な建造物と調和する形態意匠とすること。 - 河川に面する3階以上の外壁面は、1階の外壁面より原則として90cm以上後退すること。ただし、河川に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、河川に沿って垣又は柵等を設置することにより岸辺の町並みに配慮された場合は、この限りでない。 - 河川に面する3階以上の外壁には、原則として建築物の外壁面から突出したバルコニーが設けられていないこと。バルコニーを設ける場合は、建築物本体と均整のとれた形態意匠とすること。
屋根以外の色彩	歴史的町並みと調和する色彩とすること。	歴史的町並みと調和する色彩とすること。
その他	道路や河川に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。	道路や河川に面し、駐車場等の開放された空地を設ける場合は、周囲の景観と調和した門又は塀等を設置すること。

※ *印の規定は、重要界わい整備地域についてのみ適用する。

注 地区の特色ある意匠を構成する要素は、玄関庇、欄干、あやめ板、簾掛け、犬矢来や駒寄、建築本体への丸太材の使用とする。

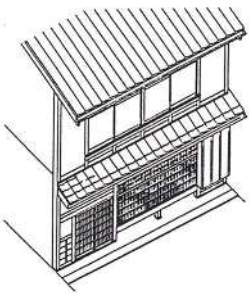
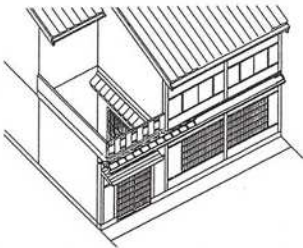
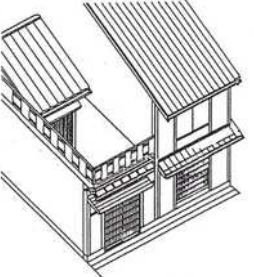
（参 考）

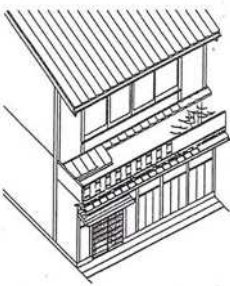
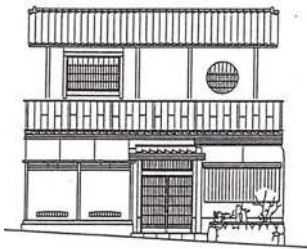
歴史的町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とし、低明度のN（無彩色）系を除く。

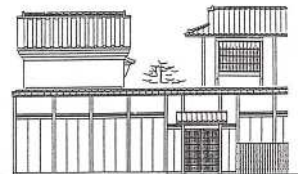
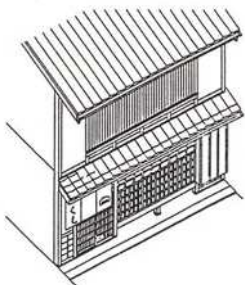
色相	明度	彩度
Y R系, Y系, N系	中明度	低彩度

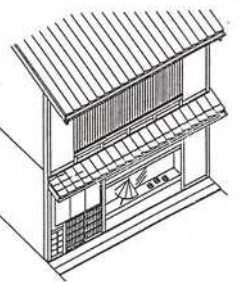
別紙様式一覧

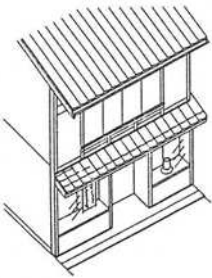
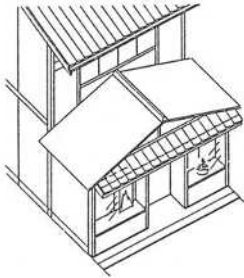
- | | |
|-----------------|---------------------|
| 【別表 6】歴史遺産型美観地区 | 祇園縄手・新門前歴史の景観保全修景地区 |
| 【別表 7】歴史遺産型美観地区 | 祇園町南歴史の景観保全修景地区 |
| 【別表 8】歴史遺産型美観地区 | 上京小川歴史の景観保全修景地区 |

様式	住居様式		
	様式 1-1	様式 1-2	様式 1-3
名称	本2階格子造 しもたや様式	玄関庭付本2階 住居様式	玄関棟付本2階 住居様式
特徴	店舗様式の家屋の2階部分の格子窓の格子をはずすなど、居住性を高めて居住専用に改装した様式。	様式1-1の玄関口部分を後退させて、玄関庭及び玄関口を設ける様式	主棟に玄関棟を増設し、玄関庭や玄関口を設ける様式
構造	木造真壁造りで2階建てとし、平入り形式とする。	(1) 木造真壁造りの2階建てで、平入り形式とする。 (2) 玄関庭及び玄関口を設け、玄関口には玄関庇を設ける	(1) 木造真壁造りで2階建てとし、主棟に玄関等を増設し、平入り形式とする。 (2) 玄関庭及び玄関口を設け、玄関口には玄関庇を設ける
屋根庇	(1) 屋根は切妻で日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 庇は日本瓦葺きとし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。	(1) 屋根は切妻で日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 軒庇は日本瓦葺きとし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (3) 玄関庇は日本瓦又は銅板葺きとする。	同左
壁面	(1) 壁は京壁、しっくい壁又はこれに準じるものとする。 (2) 1階は出格子又は平格子、引込み格子戸、腰下見板張り及び戸袋により構成する。 (3) 2階開口部は、腰高ガラス引違戸又ははきだし引違戸及び長押によって構成する。	(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) 1階は出格子又は平格子、引込み格子戸、腰下見板張り及び戸袋によって構成する。 (3) 2階開口部は、腰高ガラス引違戸又ははきだし引違戸及び長押によって構成する。	同左
材料など	(1) 仕上りとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。	(1) 仕上りとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。 (3) 玄関庭を囲む玄関口及び塀上部には、忍び返し又はあやめ板等を設ける。	同左
色彩など	木部はべんがら塗り、古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上げの色彩とする。	木部は古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上げの色彩とする。	同左
イメージ図			

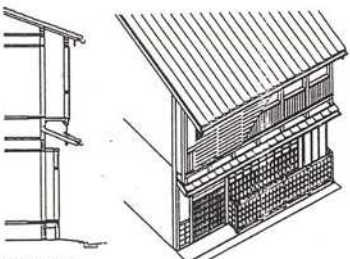
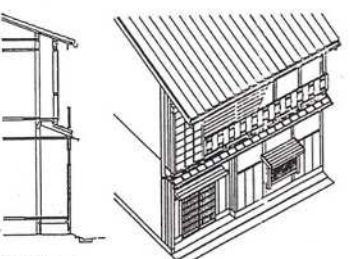
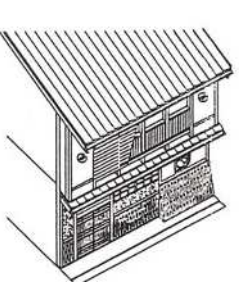
住居様式		
様式 1－4	様式 1－5	様式 1－6
前庭付本 2 階 住居様式	高塀前庭付本 2 階 住居様式	高塀前庭付本 2 階 数奇造住居様式
家屋前面に庭を配し、塀や垣根で囲み、 玄関口を設ける様式	家屋前面に庭を配し、高塀で囲み道路から 1 階部分を見えなくし、玄関口を設ける 様式	家屋前面に庭を配し、高塀で囲み道路から 1 階部分を見えなくし、玄関口を設け、 家屋、高塀、玄関口等を茶室風のしょう しやなデザイン（数奇屋）で造る様式
(1) 木造真壁造りで 2 階建てとし、平入り 形式とする。 (2) 前面には塀を設ける。 (3) 玄関口を設け、玄関口には玄関庇を 設ける。	(1) 木造真壁造りで 2 階建てとし、平入り 形式とする。 (2) 前面には高塀を設ける。 (3) 玄関口を設け、玄関口には玄関庇を 設ける。	(1) 木造真壁造りで 2 階建てとし、切妻 又は入母屋又はその複合型とする。 (2) 前面には高塀を設ける。 (3) 玄関口を設け、玄関口には玄関庇を 設ける。
同左	同左	(1) 屋根は日本瓦葺きとし、屋根軒裏は 垂木及び野地板をみせる。 (2) 軒庇は日本瓦葺きとし、庇軒裏は垂 木及び野地板をみせる。 (3) 玄関庇は日本瓦又は銅板葺きとす る。
(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとし る。 (2) 1 階は格子雨戸、腰高ガラス引違戸 又ははきだし引違い戸によって構成 する。 (3) 2 階開口部は、腰高ガラス引違戸又 ははきだし引違い戸及び長押によ って構成する。	(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとし る。 (2) 2 階開口部は、腰高ガラス引違戸又 ははきだし引違戸及び長押によって 構成する。	(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとし る。 (2) 1 階は格子雨戸、腰高ガラス引違戸 又ははきだし引違戸によって構成す る。 (3) 2 階開口部は、数奇屋風装飾窓、下 地窓、腰高ガラス格子引違戸又は出 格子窓によって構成する。
(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見 掛け部は木とする。 (2) 玄関庭を囲む玄関口及び塀上部には、 忍び返し又はあやめ板等を設ける こと。	(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見 掛け部は木とする。 (2) 玄関庭を囲む玄関口及び高塀上部には、 忍び返し又はあやめ板等を設ける こと。 (3) 駒寄や犬矢来を設ける。	同左
同左	同左	同左
		

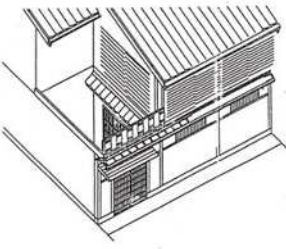
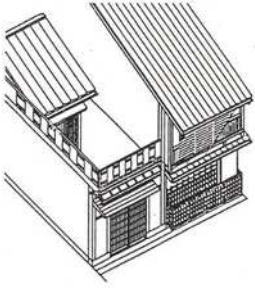
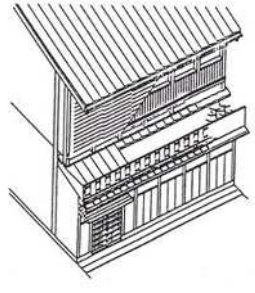
様式	住居様式		店舗様式
	様式 1－7	様式 1－8	様式 2－1
名称	高塀付本 2 階 邸宅様式	高塀和蔵付本 2 階 邸宅様式	本 2 階格子造 店舗様式
特徴	家屋の 2 方向以上に庭を配し、高塀で囲み、玄関口を設ける様式	1－7 様式で和蔵を設けた様式	外壁を面格子や出格子窓で構成し、通り庭を配置し、それに面して居室を設けて店舗として利用する様式
構造	(1) 木造真壁造りで 2 階建てとし、切妻又は入母屋又はその複合型とする。 (2) 前面には高塀を設ける。 (3) 玄関口を設け、玄関口には玄関庇を設ける。	(1) 木造真壁造りで 2 階建てとし、切妻又は入母屋又はその複合型とする。 (2) 前面には高塀を設け、その内側に土蔵を配置する。 (3) 玄関口を設け、玄関口には玄関庇を設ける。	木造真壁造りで 2 階建てとし、平入り形式とする。
屋根庇	(1) 屋根は日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 軒庇は日本瓦葺きとし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (3) 玄関庇は日本瓦又は銅板葺きとする。	同左	(1) 屋根は切妻で日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 庇は日本瓦葺きとし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。
壁面	(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) 2 階開口部は、腰高ガラス引違戸又ははきだし引違戸及び長押によって構成する。	同左	(1) 壁は京壁、しっくい壁又はこれに準じるものとする。 (2) 1 階は出格子又は平格子、引込み格子戸、腰下見板張り及び戸袋により構成する。 (3) 2 階開口部は、腰高ガラス格子引違戸、面格子又は出格子窓によって構成する。
材料など	(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 玄関庭を囲む玄関口及び高塀上部には、忍び返し又はあやめ板等を設けること。 (3) 駒寄や犬矢来を設ける。	同左	(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。
色彩など	木部は古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上げの色彩とする。	同左	木部はべんがら塗り、古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上げの色彩とする。
イメージ図			

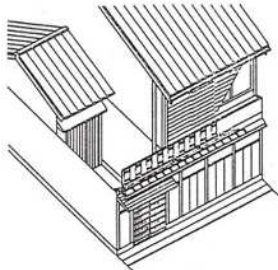
店舗様式		
様式 2 - 2	様式 2 - 3	様式 2 - 4
本 2 階土間造 店舗様式	本 2 階数奇屋 店舗様式	本 2 階飾り窓付 店舗様式
2 階外壁を面格子や出格子窓で構成し、1 階の玄関口の居室を上げ床にしないで土間で造り、店舗として利用する様式	様式 2 - 1 で、外観を数奇屋で作る様式	様式 2 - 1 の 1 階の格子窓を飾り窓に変えた様式
同左	同左	同左
同左	(1) 屋根は切妻で日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 庇は日本瓦葺き又は銅葺きとし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。	同左
(1) 壁は京壁、しっくい壁又はこれに準じるものとする。 (2) 1 階は格子雨戸、腰高ガラス引違い戸、はきだし引違い戸又は腰下見板張りによって構成する。 (3) 2 階開口部は、腰高ガラス格子引違い戸、面格子又は出格子窓によって構成する。	(1) 壁は京壁、しっくい壁又はこれに準じるものとする。 (2) 飾り窓、下地窓、下地欄間、ガラス格子引違い戸又は腰高ガラス引違い戸によって構成する。 (3) 腰壁は、竹板張り、杉皮張りによって構成する。 (4) 2 階開口部は数奇屋風装飾窓、面格子又は出格子により構成する。	(1) 壁は京壁、しっくい壁又はこれに準じるものとする。 (2) 1 階は飾り窓、ガラス格子引違い戸及び腰下見板張りによって構成する。 (3) 2 階開口部は、腰高ガラス格子引違い戸、面格子又は出格子窓によって構成する。
同左	(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。 (3) 駒寄や犬矢来を設ける。	(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。
木部は古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上げの色彩とする。	同左	同左
		

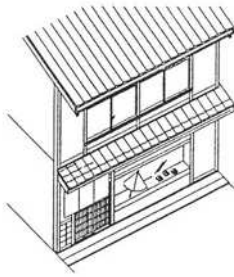
様式	店舗様式		
	様式 2-5	様式 2-6	様式 2-7
名称	本2階飾り窓付 土間店舗様式	玄関棟付本2階 店舗様式	中2階むしこ造 店舗様式
特徴	様式2-2の1階の格子窓を飾り窓に変えた様式	店舗様式の前面に玄関棟を増設した様式	低い2階の壁面にむしこ窓を設ける様式を数寄屋で造る様式
構造	木造真壁造りで2階建てとし、平入り形式とする。	(1) 木造真壁造りで2階建てとし、平入り形式とする。 (2) 前面に玄関棟を設け、玄関口には可能な限り玄関庇を設ける。	(1) 木造真壁造りで中2階建てとし、平入り形式とする。
屋根庇	(1) 屋根は切妻で日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 庇は日本瓦又は銅板葺きとし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。	同左	(1) 屋根は切妻で日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 庇は日本瓦とし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。
壁面	(1) 壁は京壁、しっくい壁又はこれに準じるものとする。 (2) 1階は飾り窓、ガラス格子引違戸又は腰板張りによって構成する。 (3) 2階開口部は、腰高ガラス引違戸及び長押によって構成する。	(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) 1階は飾り窓、ガラス格子引違戸又ははきだし引違戸によって構成する。 (3) 2階開口部は、腰高ガラス引違戸及び長押によって構成する。	(1) 壁は京壁、しっくい壁又はこれに準じるものとする。 (2) 飾り窓、下地窓、下地欄間、ガラス格子引違戸又は腰高ガラス引違い戸によって構成する。 (3) 腰壁は、竹板張り、杉皮張りによって構成する。
材料など	(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。	同左	同左
色彩など	木部は古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上げの色彩とする。	同左	同左
図			

ジ | メイ

茶屋様式		
様式 3-1	様式 3-2	様式 3-3
本 2 階 茶屋様式	本 2 階塀造 茶屋様式	本 2 階数奇造 茶屋様式
2 階壁面を通り庇の上に張り出して立ち上げ、2 階を接客空間として利用する茶屋や旅館等で採用される標準様式	通り庇の先端部に塀を設け、それを家屋の外壁とし、通り庇の軒下部を室内に取り込んだ様式	茶屋様式で外観を数奇屋で造る様式
(1) 木造真壁造りで 2 階建てとし、平入り形式とする。 (2) 2 階壁面が 1 階壁面よりも張り出す、張り出し 2 階形式とする。	(1) 木造真壁造りで 2 階建てとし、平入り形式とする。 (2) 通り庇の軒下部を室内に取り込み、2 階壁面と同面か後退した形式とする。	木造真壁造りで 2 階建てとし、平入り形式とする。
(1) 屋根は切妻で日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 庇は日本瓦又は銅板葺きとし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。	同左	同左
(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) 1 階は出格子又は平格子、引込み格子戸、腰下見板張り及び戸袋により構成する。 (3) 2 階開口部は、腰高ガラス引違戸又ははきだし引違戸並びに張り出し手摺、吉原格子又はあやめ板によって構成する。	(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) 1 階は出格子窓又は平格子窓、引込み格子戸、羽目板張り又は高幅木により構成する。 (3) 2 階開口部は、腰高ガラス引違戸又ははきだし引違戸並びに張り出し手摺、吉原格子又はあやめ板によって構成する。	(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) 飾り窓、下地窓、下地欄間、ガラス格子引違戸又は腰高ガラス引違い戸並びに張り出し手摺、吉原格子又はあやめ板によって構成する。 (3) 腰壁は、竹板張り、杉皮張りによって構成する。
(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。 (3) 駒寄や犬矢来を設ける。	同左	同左
木部はべんがら塗り、古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上の色彩とする。	木部は古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上の色彩とする。	同左
 外壁部分の断面	 外壁部分の断面	

様式	茶屋様式		
	様式 3 - 4	様式 3 - 5	様式 3 - 6
名称	玄関庭付本 2 階 茶屋様式	玄関棟付本 2 階 茶屋様式	高塀前庭付本 2 階 茶屋様式
特徴	茶屋様式で、玄関口部分を後退させ、 玄関庭と玄関口を設ける様式	茶屋様式で、主棟に玄関棟を増設し、 玄関庭と玄関口を設ける様式	家屋前面に庭を配し、高塀で囲み道 路から 1 階部分を通りから見えず くし、玄関口を設ける様式
構造	(1) 木造真壁造りの 2 階建てで、平 入り形式とする。 (2) 玄関庭及び玄関口を設け、玄関 口には玄関庇を設ける。	(1) 木造真壁造りの 2 階建てで、主 棟に玄関棟を増設し、平入り形 式とする。 (2) 玄関庭及び玄関口を設け、玄関 口には玄関庇を設ける。	(1) 木造真壁造りで 2 階建てとし、 切妻の平入り形式とする。 (2) 前面には高塀を設ける。 (3) 玄関口を設け、玄関口には玄関 庇を設ける。
屋根 庇	(1) 屋根は切妻で日本瓦葺きとし、 屋根軒裏は垂木及び野地板をみ せる。 (2) 庇は日本瓦又は銅板葺きとし、 庇軒裏は垂木及び野地板をみせ る。 (3) 玄関庇は日本瓦又は銅板葺きと する。	同左	(1) 屋根は日本瓦葺きとし、屋根軒 裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 軒庇は日本瓦葺きとし、庇軒裏 は垂木及び野地板をみせる。 (3) 玄関庇は日本瓦又は銅板葺きと する。
壁面	(1) 壁は京壁又はこれに準じるもの とする。 (2) 1 階は出格子又は平格子、引込 み格子戸、腰下見板張り及び戸 袋によって構成する。 (3) 2 階開口部は、腰高ガラス引違 戸又ははきだし引違戸並びに張 り出し手摺並びに張り出し手 摺、吉原格子又はあやめ板によ って構成する。	同左	(1) 壁は京壁又はこれに準じるもの とする。 (2) 2 階開口部は、腰高ガラス引違 戸又ははきだし引違戸並びに張 り出し手摺、吉原格子又はあや め板によって構成する。
材料 など	(1) 仕上りとなる柱、長押、建具等 の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出 し砂利仕上げその他これに類す る仕上げとする。 (3) 玄関庭を囲む玄関口及び塀上部 には、忍び返し又はあやめ板等 を設ける。	(1) 仕上りとなる柱、長押、建具等 の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出 し砂利仕上げその他これに類す る仕上げとする。 (3) 可能な限り玄関庭を囲む玄関口 及び塀上部には、忍び返し又は あやめ板等を設ける。 (4) 駒寄や犬矢来を設ける。	(1) 仕上りとなる柱、長押、建具等 の見掛け部は木とする。 (2) 玄関庭を囲む玄関口及び高塀上 部には、忍び返し又はあやめ板 等を設ける。 (3) 駒寄や犬矢来を設ける。
色彩 など	木部は古色塗装又は生地仕上げそ の他これに類する仕上げの色彩とす る。	同左	同左
ジ メイ 図			

茶屋様式	
様式 3 - 7	様式 3 - 8
高塀玄関棟付本 2 階 茶屋様式	本 2 階破風付 茶屋様式
様式 3 - 2 に玄関棟を増設し、玄関 庭と玄関口を設ける様式	様式 3 - 1 で、通り庇の玄関口の上 に破風を設ける様式
(1) 木造真壁造りの 2 階建てで、切 妻又は入母屋又はその複合型と し、主棟に玄関棟を増設し、 (2) 前面には高塀を設ける。 (3) 玄関庭及び玄関口を設け、玄関 口には玄関庇を設ける。	木造真壁造りで 2 階建てとし、玄関 口上部に破風を設ける。大屋根は平 入り形式とする。
(1) 屋根は日本瓦葺きとし、屋根軒 裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 軒庇は日本瓦葺きとし、庇軒裏 は垂木及び野地板をみせる。 (3) 玄関庇は日本瓦又は銅板葺きと する。	(1) 屋根は日本瓦葺きとし、屋根軒 裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 軒庇は日本瓦又は銅板葺きと し、庇軒裏は垂木及び野地板を みせる。
(1) 壁は京壁又はこれに準じるもの とする。 (2) 2 階開口部は、腰高ガラス引違 戸又ははきだし引違戸並びに張 り出し手摺、吉原格子又はあや め板によって構成する。	(1) 壁は京壁又はこれに準じるもの とする。 (2) 飾り窓、下地窓、下地欄間、ガ ラス格子引違戸又は腰高ガラス 引違い戸並びに張り出し手摺に よって構成する。 (3) 腰壁は、竹板張り、杉皮張りに よって構成する。
(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等 の見掛け部は木とする。 (2) 玄関庭を囲む玄関口及び高塀上 部には、忍び返し又はあやめ板 等を設ける。 (3) 駒寄や犬矢来を設ける。	(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等 の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出 し砂利仕上げその他これに類す る仕上げとする。
木部は古色塗装又は生地仕上げその 他これに類する仕上げの色彩とす る。	同左
	

様式	様式（１）	様式（２）	様式（３）
名称	本２階様式	本２階 張出窓付様式	本２階 飾り窓付様式
特徴	木造真壁造風で、屋根は切妻、１階に通り庇を付け、平入りとし、長押や開口部の適所に平格子又は出格子を配した２階建て建物	１階の居室等の一部が道路側に張り出して造られている本２階様式	１階に飾り窓を設けた本２階様式
構造	木造真壁造りで２階建てとし、平入り形式とする。	(1) 木造真壁造りの２階建てで、平入り形式とする。 (2) １階の壁面の一部が、道路側に張り出す形式とする。	木造真壁造りで２階建てとし、平入り形式とする。
屋根 庇	(1) 屋根は切妻で日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 庇は日本瓦葺きとし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。	同左	(1) 屋根は切妻で日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 庇は日本瓦又は銅板葺きとし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。
壁面	(1) 壁は京壁、しっくい壁又はこれに準じるものとする。 (2) １階は出格子又は平格子、引込み格子戸、腰下見板張り及び戸袋により構成する。 (3) ２階開口部は、腰高ガラス引違戸又ははきだし引違戸及び長押によって構成する。	(1) 壁は京壁、しっくい壁又はこれに準じるものとする。 (2) １階は腰壁を石張りとし、開口部は木格子、腰高ガラス引違戸又ははきだし引違いにより構成する。 (3) ２階開口部は、腰高ガラス引違戸又ははきだし引違戸及び長押によって構成する。	(1) 壁は京壁、しっくい壁又はこれに準じるものとする。 (2) １階は飾り窓、ガラス格子引違戸及び腰下見板張りによって構成する。 (3) ２階開口部は、腰高ガラス格子引違戸、張り出し手摺によって構成する。
材料 など	(1) 仕上りとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。	(1) 仕上りとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。	(1) 仕上りとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。
色彩 など	木部はべんがら塗り、古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上げの色彩とする。	木部は古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上げの色彩とする。	同左
ジ メ イ 図			

様式（４）	様式（５）	様式（６）	様式（７）
本２階 数奇様式	本２階 土間様式	内車庫付 本２階様式	外車庫付 本２階様式
壁はじゅらく壁風で、柱や飾り窓に磨き丸太を使用し、下地窓や下地欄間等を配した本２階様式	１階に土間をもち、その開口部に格子雨戸や腰高ガラス引違戸等を配した本２階様式	建物内に車庫をもち、その内部を見えにくくするために格子戸等で修景した本２階様式	前庭部分に車庫を設け、道路から見えにくくするために格子戸等を配した門や塀で修景した本２階様式
同左	同左	(1) 木造真壁造りの２階建てで、平入り形式とする。 (2) 建造物の内部に車庫を配し、その出入口を１階の壁面の一部が、変形若しくは移動することで、確保した形式とする。	(1) 木造真壁造りの２階建てで、平入り形式とする。 (2) 建造物前面に車の出入口を兼ねた門塀を設ける形式とする。
同左	(1) 屋根は切妻で日本瓦葺きとし、屋根軒裏は垂木及び野地板をみせる。 (2) 庇は日本瓦葺きとし、庇軒裏は垂木及び野地板をみせる。	同左	同左
(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) 飾り窓、下地窓、下地欄間、ガラス格子引違戸又は腰高ガラス引違い戸並びに張り出し手摺によって構成する。	(1) 壁は京壁、しっくい壁又はこれに準じるものとする。 (2) １階は格子雨戸、腰高ガラス引違い戸、はきだし引違戸又は腰板張りによって構成する。 (3) ２階開口部は、腰高ガラス格子引違戸、面格子又は出格子窓によって構成する。	(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) １階は格子戸、はきだし引違戸又は腰下見板張りによって構成する。 (3) ２階開口部は、数奇屋風装飾窓、下地窓、腰高ガラス格子引違戸又は出格子窓によって構成する。	(1) 壁は京壁又はこれに準じるものとする。 (2) ２階開口部は、腰高ガラス引違戸又ははきだし引違戸及び長押によって構成する。
(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。 (3) 駒寄や犬矢来を設ける。	(1) 仕上げとなる柱、長押、建具等の見掛け部は木とする。 (2) 犬走りはモルタル塗装、洗い出し砂利仕上げその他これに類する仕上げとする。	同左	同左
木部はべんがら塗り、古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上げの色彩とする。	木部はべんがら塗り、古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上げの色彩とする。	木部は古色塗装又は生地仕上げその他これに類する仕上げの色彩とする。	同左
			

【景観法第72条に基づき条例で定める工作物の形態意匠等の制限】

■ 携帯電話用のアンテナ

高さ	・土地に定着するものにあつては、当該工作物の最上部の高さが15メートル以下であること。 ・建築物に定着するものにあつては、当該工作物の最上部が当該建築物の最上部を超えないものであること
形態	(歴史遺産型美観地区以外の地区) ・携帯電話用のアンテナの付属設備は、道路、公園、広場、その他の公共の用に供する空地（以下「公共用空地」という。）から見えない位置に設けられていること。ただし、適切な修景措置が施されており、景観の保全上支障がないと認められるときは、この限りでない。 (歴史遺産型美観地区) ・携帯電話用のアンテナの付属設備は、公共用空地から見えない位置に設けられていること。 ・規模及び形態が、歴史的な建造物及び公共施設の外観並びに周辺の町並みの景観と調和し、かつ、公共用空地から見て山並みその他の背景を大幅に覆い隠さないこと。 ・建築物に定着するものにあつては、位置、規模、形態及び意匠について建築物の本体と均整が取れていること。
色彩	・建築物の外壁面に設ける携帯電話用のアンテナは、その色彩が当該外壁面の色彩と調和したものであること。
	・色彩その他の意匠が、周辺の町並みの景観に違和感を与えるものでないこと。

■ 太陽光発電装置

高さ	・土地に定着するものにあつては、当該工作物の最上部の高さが15メートル以下であること。 ・建築物に定着するものにあつては、当該工作物の最上部が当該建築物の最上部を超えないものであること
形態	(歴史遺産型美観地区以外の地区) ・屋上部に設ける太陽光発電装置は、屋根材と一体となる瓦又はパネルの形状のものであつて、かつ、その色彩が屋根の色彩と調和したものであること。ただし、公共用空地から見えない位置に設けられているときは、この限りでない。 (歴史遺産型美観地区) ・屋上部に設ける太陽光発電装置は、屋根材と一体となる瓦又はパネルの形状のものであつて、かつ、その色彩が屋根の色彩と調和したものであること。 ・規模及び形態が、歴史的な建造物及び公共施設の外観並びに周辺の町並みの景観と調和し、かつ、公共用空地から見て山並みその他の背景を大幅に覆い隠さないこと。 ・建築物に定着するものにあつては、位置、規模、形態及び意匠について建築物の本体と均整が取れていること。
色彩	・色彩その他の意匠が、周辺の町並みの景観に違和感を与えるものでないこと。

■ 工作物（携帯電話用のアンテナ、太陽光発電装置を除く）

高さ	・土地に定着するものにあつては、当該工作物の最上部の高さが15メートル（擁壁にあつては、5メートル）以下であること。 ・建築物に定着するものにあつては、当該工作物の最上部が当該建築物の最上部を超えないものであること。
形態	・規模及び形態が、歴史的な建造物及び公共施設の外観並びに周辺の町並みの景観と調和し、かつ、公共用空地から見て山並みその他の背景を大幅に覆い隠さないこと。 ・建築物に定着するものにあつては、位置、規模、形態及び意匠について建築物の本体と均整が取れていること。
色彩	・色彩その他の意匠が、周辺の町並みの景観に違和感を与えるものでないこと。 ・「表A」の色彩を基調とすること。 ・「表B」の色彩を使用しないこと。

※ 歴史遺産型美観地区（一般地区を除く）には、別途技術的細目が定められています。
「京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則 別表第2の1」をご覧ください。

■ 京都市市街地景観整備条例第19条に規定する高架工作物等

形態意匠	上記のほか、市長との協議によるものとする。
------	-----------------------

色彩の基準（表中のアルファベットは、マンセル値の色相を示す。）

（表A：基調色）

・山ろく型美観地区 ・山並み背景型美観地区 ・岸辺型美観地区（一般地区） ・沿道型美観形成地区（衣掛けの道地区）	自然景観と調和する色彩 （土や自然素材に多いR（赤）、YR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とする。（アルファベットはマンセル値の色相を示す。以下同じ。））
・岸辺型美観地区（歴史的町並み地区） ・旧市街地型美観地区 ・歴史遺産型美観地区 ・沿道型美観地区（三条通地区）	歴史的町並みと調和する色彩 （木、漆喰、日本瓦、土塗壁等の自然素材が有するYR（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度の色彩を基本とし、低明度のN（無彩色）系を除く。）
・沿道型美観地区（都心部幹線地区） ・市街地型美観形成地区 ・沿道型美観形成地区（幹線地区）	沿道及び市街地の町並みと調和する色彩 （YR（黄赤）、Y（黄）系の他、P（紫）、PB（紫青）、N（無彩色）系の色相で、低彩度かつ中明度又は高明度の色彩を基本とする。）

（表B：禁止色）

色 相	彩 度
R（赤） YR（黄赤）	彩度が6を超えるもの
Y（黄）	彩度が4を超えるもの
GY（黄緑） G（緑） BG（青緑） B（青） PB（青紫） P（紫） RP（赤紫）	彩度が2を超えるもの

※ただし、着色を施していない自然素材については、この限りでない。

【京都市市街地景観整備条例に定める植栽等の基準】

1 植栽等の基準

山ろく型及び岸辺型的美観地区にあつては100平方メートル以上、沿道型的美観形成地区（五条通地区に限る。）にあつては1,000平方メートル以上の敷地に建築物の建築等又は工作物の建設等を行う場合は、当該敷地のうち、道路、水路等に面する部分に、下表の基準により植栽等を行うこと。

美観地区等の種別		基 準
山ろく型美観地区		道路に沿って、2メートル当たり中木2本以上の植栽が行われ、又は生け垣（生け垣をなす樹木の高さが1メートル以上のものに限る。以下同じ。）が設けられていること。ただし、敷地の規模又は形状により植栽を行い、又は生け垣を設置することが困難であると認められるときは、この限りでない。
岸辺型美観地区	一般地区	建築物又は工作物と河川との間で空地となる部分に、河川に沿って、3メートル当たり高木1本以上又は2メートル当たり中木2本以上の植栽が行われていること。ただし、敷地の規模又は形状により植栽を行うことが困難であると認められるときは、この限りでない。
	歴史的町並み地区	建築物又は工作物と河川との間に空地となる部分がある場合にあっては、河川に沿って、町並みの景観の連続性に配慮した植栽が行われていること。
沿道型美観形成地区	五条通地区	敷地内に高さが20メートルを超える建築物を建築する場合は、五条通に沿って、8メートル当たり高木1本以上若しくは中木3本以上の植栽を行い、又は8平方メートル以上の緑地を設けること。ただし、敷地の規模又は形状により植栽を行い、又は緑地を設けることが困難であると認められるときは、この限りでない。

備考1 「高木」とは、高さが2.5メートル以上である樹木をいう。

2 「中木」とは、高さが1メートル以上である樹木をいう。

3 「緑地」とは、高さが1メートル未満の樹木又は芝その他の地被植物で表面が覆われている土地をいう。

2 維持管理

植栽等を行った者は、その樹木等を良好な状態に保つよう適切な維持管理に努めなければならない。

建築物等のデザイン基準

(建造物修景地区)

京都市景観計画に定める建造物修景地区における行為の制限

建造物修景地区における建築物及び工作物の形態意匠等に係る行為の制限を以下のとおり定める。

名 称	面積 (ha)		建築物の形態 意匠の制限	工作物の形態意匠 の制限及び緑化	備 考
山ろく型建造物 修景地区	約 3,225	約 877	共通の基準 及び 別表 1	別表 5	北部
		約 999			西部
		約 1,349			伏見・山科
山並み背景型建 造物修景地区	約 1,347	約 411	共通の基準 及び 別表 2	別表 5	北山周辺
		約 679			太秦周辺
		約 215			西山周辺
		約 42			右京の里
岸辺型建造物修 景地区	約 313		約 313	別表 5	桂川
町並み型建造物 修景地区	約 3,691	約 507	共通の基準 及び 別表 4	別表 5	葛野周辺
		約 462			吉祥院周辺
		約 188			九条周辺
		約 428			竹田周辺
		約 751			久世・久我・ 羽束師
		約 440			淀・横大路
		約 248			伏見桃山・ 向島
		約 667			山科
合 計	約 8,576				

（用語の定義）

- ・ 特定勾配 : 10分の3から10分の4.5までの勾配をいう。
- ・ 特定勾配屋根 : 特定勾配を持つ屋根をいう。
- ・ 低層建築物 : 地階を除く階数が3以下、かつ、高さ（特定勾配屋根を有する場合は軒の高さとする。以下同じ。）が10メートル以下の建築物をいう。
- ・ 中層建築物 : 地階を除く階数が4以上の建築物又は高さが10メートルを超える建築物のうち、高さが15メートル以下のものをいう。
- ・ 高層建築物 : 高さ15メートルを超える建築物をいう。
- ・ 軒の出 : 外壁面（木造にあっては、柱・壁の中心）から軒の先端までの水平距離をいう。
- ・ けらば : 切妻屋根の妻側の屋根の端部をいい、^{モリ}傍軒ともいう。
- ・ けらばの出 : 外壁面（木造にあっては、柱の中心）からけらばの先端までの水平距離をいう。
- ・ 公共の用に供する空地 : 道路、公園、広場、その他これらに類する空地をいう。
- ・ マンセル値 : 日本工業規格 J I S Z 8 7 2 1（色の表示方法—三属性（色相，彩度，明度）による表示方法）に規定する色の表示方法をいう。
- ・ 自然景観と調和する色彩 : 土や自然素材に多い R（赤），Y R（黄赤），Y（黄），N（無彩色）系の色相で，低彩度，かつ，中明度の色彩を基本とする。（アルファベットはマンセル値の色相を示す。以下同じ。）
- ・ 市街地の町並みと調和する色彩 : Y R（黄赤），Y（黄）系の他，P（紫），P B（紫青），N（無彩色）系の色相で，低彩度，かつ，中明度又は高明度の色彩を基本とする。
- ・ 塔屋等 : 階段室，昇降機塔，装飾塔，物見塔，屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。

（建築物の形態意匠の制限に係る共通の基準）

- 1 屋根の色彩
 - ・ 日本瓦及び平板瓦は，原則としていぶし銀とすること。
 - ・ 銅板は，素材色又は緑青色とすること。
 - ・ 銅板以外の金属板及びその他の屋根材は，原則として光沢のない濃い灰色，光沢のない黒及び光沢のない濃い茶色とすること。
- 2 塔屋等の高さ（当該塔屋等が周囲の屋根又は床と接する位置の平均の高さにおける水平面からの当該塔屋等の最上部までの高さをいう。）は，3 m（都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度地区（以下「高度地区」という。）のうち25 m高度地区又は31 m高度地区に存する建築物（31 m第2種高度地区又は31 m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあっては4 m）以下とすること。ただし，機能上必要であり，かつ，建築物の最高の高さからの塔屋等の最上部までの高さが3 m（高度地区のうち25 m高度地区又は31 m高度地区に存する建築物（31 m第2種高度地区又は31 m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあっては4 m）を超えず，地域の良い景観の形成に支障がないと認められる場合は，この限りでない。
- 3 塔屋等の位置，規模及び形態意匠については，建築物の本体と均整がとれたものとすること。

- 4 建築物の外壁は、傾斜した壁（柱を含む。）としないこと。ただし、良好な市街地の景観形成に資する形態意匠を有するものについては、この限りでない。
- 5 主要な外壁に使用する材料は、光沢のないものとする（ガラス及び自然素材を除く。）。
- 6 主要な外壁には次の色彩（マンセル値による明度は定めない。）を使用しないこと。ただし、着色を施していない自然素材は除く。
 - (1) R（赤） 系の色相で、彩度が6を超えるもの
 - (2) YR（黄赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの
 - (3) Y（黄色） 系の色相で、彩度が4を超えるもの
 - (4) GY（黄緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (5) G（緑） 系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (6) BG（青緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (7) B（青） 系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (8) PB（青紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (9) P（紫） 系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (10) RP（赤紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- 7 屋上に設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し、建築物の本体と調和したものとする。
- 8 公共の用に供する空地に面して、駐車場等の開放された空地又は自走式の駐車場や駐輪場等を設ける場合は、周囲の景観と調和する門、塀又は生垣等を設置するなど、町並みの連続性に配慮すること。

（建築物の形態意匠の制限に関する基準の適用除外等）

- 1 公益上必要な建築物等に関する特例
次のいずれかに該当する建築物で、当該建築物が存する地域の景観の形成に支障がないと認められるものについては、「建築物の形態意匠の制限に関する事項（共通の基準）」及び「建築物の形態意匠の制限に関する事項（地区別の基準）」に掲げる基準を適用しないことができる。
 - (1) 学校、病院その他の公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要と認められるもの
 - (2) 市街地環境の整備改善等に資するため総合的に計画された建築物で、基準を適用することが適切でないと認められるもの
- 2 仮設建築物等に関する適用除外
次のいずれかに該当する建築物については、景観の形成上支障がない範囲において、「建築物の形態意匠の制限に関する事項（共通の基準）」及び「建築物の形態意匠の制限に関する事項（地区別の基準）」に掲げる基準の全部又は一部を適用しないことができる。
 - (1) 景観計画において良好な景観形成に関する行為の制限が定められ、又は変更された際、現に建築物の敷地として使用されている土地で、その全部を一の建築物の敷地として使用する建築物の新築、増築又は改築を行う場合において、敷地の規模、形状等により基準に適合させることが困難と認められるもの
 - (2) 延べ面積が10平方メートル以内又は建築物の高さが3メートル以下の建築物
 - (3) 建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
 - (4) 仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの
 - (5) 文化財保護法の規定により、登録有形文化財として登録された建築物
 - (6) 京都府文化財保護条例の規定により、府登録有形文化財として登録された建築物
 - (7) 京都市文化財保護条例の規定により、市登録有形文化財として登録された建築物

【別表１】山ろく型建造物修景地区

低 層 建 築 物	屋根	勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上，けらばの出は 30cm 以上）とすること。ただし，良好な屋上の景観に配慮されたものは，この限りでない。
	屋根材等	①北部地区：日本瓦，金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。
		②西部地区，③伏見・山科地区：日本瓦，金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。
	外壁等	- 周辺への圧迫感の低減を図るため，道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。 - 和風を基調とする外観意匠とすること。
	屋根以外の色彩	自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	公共の用に供する空地に面して，クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は，設備機器の前面に格子等を設置し，又は色彩を建築物と合わせること等により建築物の本体と調和するよう配慮すること。
中 ・ 高 層 建 築 物	屋根	勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。ただし，良好な屋上の景観に配慮されたものは，この限りでない。
	屋根材等	日本瓦，金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。
	外壁等	周辺への圧迫感の低減を図るため，道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	公共の用に供する空地に面して，クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は，設備機器の前面に格子等を設置し，又は色彩を建築物と合わせること等により建築物の本体と調和するよう配慮すること。

（参 考）

自然景観と調和する色彩とは次の色彩を基本とする。

色相	明度	彩度
R 系，Y R 系，Y 系，N 系	中明度	低彩度

【別表２】山並み背景型建造物修景地区

低 層 建 築 物	屋根	勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施し，若しくは屋上を緑化すること等により，良好な屋上の景観に配慮されたものとする。
	屋根材等	日本瓦，金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。
	外壁等	周辺への圧迫感の低減を図るため，道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	自然景観と調和する色彩とすること。
中 ・ 高 層 建 築 物	屋根	勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど，良好な屋上の景観に配慮されたものとする。
	屋根材等	地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする。
	外壁等	周辺への圧迫感の低減を図るため，道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	自然景観と調和する色彩とすること。

（参 考）

自然景観と調和する色彩とは次の色彩を基本とする。

色相	明度	彩度
R系，Y R系，Y系，N系	中明度	低彩度

【別表 3】 岸辺型建造物修景地区

低 層 建 築 物	屋根	勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上，けらばの出は 30cm 以上）とすること。ただし，良好な屋上の景観に配慮されたものは，この限りでない。
	屋根材等	日本瓦，金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。
	外壁等	周辺への圧迫感の低減を図るため，道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	公共の用に供する空地に面して，クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は，設備機器の前面に格子等を設置し，又は色彩を建築物に合わせること等により建築物の本体と調和するよう配慮すること。
中 ・ 高 層 建 築 物	屋根	勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど，良好な屋上の景観に配慮されたものとする。
	屋根材等	地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする。
	外壁等	周辺への圧迫感の低減を図るため，道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	公共の用に供する空地に面して，クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は，設備機器の前面に格子等を設置し，又は色彩を建築物に合わせること等により建築物の本体と調和するよう配慮すること。

（参 考）

自然景観と調和する色彩とは次の色彩を基本とする。

色相	明度	彩度
R 系， Y R 系， Y 系， N 系	中明度	低彩度

【別表４】町並み型建造物修景地区

低 層 建 築 物	屋根	・ 勾配屋根又は良好な屋上の景観に配慮されたものとする事。
	屋根材等	・ 地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする事。
	外壁等	・ 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	・ 市街地の町並みと調和する色彩とすること。
中 ・ 高 層 建 築 物	屋根	・ 勾配屋根又は良好な屋上の景観に配慮されたものとする事。
	屋根材等	・ 地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする事。
	外壁等	・ 周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	・ 市街地の町並みと調和する色彩とすること。

（参 考）

市街地の町並みと調和する色彩とは次の色彩を基本とする。

色相	明度	彩度
Y R 系， Y 系， P 系， P B 系， N 系	中明度，高明度	低彩度

【別表５】良好な景観の形成のための工作物の形態意匠等の制限及び緑化の推進

1 工作物に関する形態意匠等の制限

(1) 高さに関する行為の制限

- ア 土地に定着する第２類工作物（京都市市街地景観整備条例第２条に規定する「第２類工作物」をいう。以下同じ。）にあつては、高さが２０ｍ（擁壁にあつては５ｍ）を超えないこと。
- イ 建築物に定着する第２類工作物にあつては、当該建築物の最上部を超えないこと。

(2) 形態意匠に関する行為の制限

- ア 建造物修景地区の種別に応じ、下表に示す色彩とすること。

建造物修景地区の種別	色 彩
山ろく型建造物修景地区	自然景観と調和する色彩
山並み背景型建造物修景地区	
岸辺型建造物修景地区	
町並み型建造物修景地区	市街地の町並みと調和する色彩

- イ 基調となる色彩には、「建築物の形態意匠の制限に関する事項（共通の基準）」に定める色彩を使用しないこと。
- ウ 建築物に定着する工作物にあつては、上記ア及びイに加え、建築物との調和に配慮した色彩とすること。
- エ 形態意匠は、周辺の町並み及び屋上景観に違和感を与えるものではないこと。

(3) 携帯電話用アンテナの制限（高さ１．５メートル以下を含む。）

建築物の外壁面に設置する場合は、その色彩を当該外壁面の色彩に合わせ、上空に突出する場合は、原則として灰色とすること。ただし、公共の用に供する空地から容易に望見できない場合は、この限りでない。

(4) 太陽光発電装置の制限

太陽光発電装置については、屋根材と一体となったものとし、その色彩が屋根の色彩と同様で景観上支障がないものとする。ただし、公共の用に供する空地から容易に望見できない場合は、この限りでない。

(5) 形態意匠等の制限に関する基準の適用除外等

次のいずれかに該当する工作物で、当該工作物が存する地域の景観の形成に支障がないと認められるものについては、上記(1)から(4)までに掲げる基準を適用しないことができる。

- ア 公益上必要な工作物で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要と認められるもの
- イ 特に優れた意匠を有する工作物で、基準を適用することが適切でないと認められるもの

2 建造物修景地区における緑化の推進

大規模な建築物にあつては、都市緑化に資するため、建築物の周囲に十分な植栽を行うよう努めること。

資 料

京都市市街地景観整備条例

○京都市市街地景観整備条例

制定	昭和 47 年	4 月 20 日	条例第 9 号
全部改正	平成 7 年	3 月 24 日	条例第 53 号
改正	平成 8 年	8 月 22 日	条例第 16 号
	平成 11 年	3 月 18 日	条例第 58 号
	平成 17 年	3 月 25 日	条例第 100 号
	平成 17 年 12 月 26 日	条例第 104 号	
	平成 19 年	3 月 23 日	条例第 31 号
	平成 21 年 12 月 22 日	条例第 32 号	
	平成 22 年 12 月 22 日	条例第 43 号	
	平成 30 年	3 月 29 日	条例第 69 号
	令和 元年 11 月 13 日	条例第 30 号	

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 5 条）
- 第 2 章 美観地区等
 - 第 1 節 美観地区等の指定（第 6 条）
 - 第 2 節 建築物の認定手続等（第 7 条～第 9 条）
 - 第 3 節 工作物に関する制限（第 10 条～第 19 条）
 - 第 4 節 植栽等の基準（第 20 条・第 21 条）
- 第 3 章 景観計画区域内における行為の届出等（第 22 条・第 23 条）
- 第 4 章 歴史的景観保全修景地区（第 24 条～第 27 条）
- 第 5 章 界わい景観整備地区（第 28 条～第 34 条）
- 第 6 章 景観重要建造物又は景観重要樹木（第 35 条～第 37 条）
- 第 7 章 歴史的意匠建造物（第 38 条～第 42 条）
- 第 8 章 地域景観づくり協議会（第 43 条～第 47 条）
- 第 9 章 市街地景観協定（第 48 条～第 50 条）
- 第 10 章 雑則（第 51 条～第 58 条）
- 第 11 章 罰則（第 59 条～第 62 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市固有の趣のある市街地の景観が市民にとって貴重な文化的資産であることにかんがみ、建築物及び工作物（建築物を除く。以下同じ。）の位置、規模、形態及び意匠の制限並びに植栽等に関する事項その他市街地景観の整備に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成及び保全に資するとともに、当該景観を将来の世代に継承することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

ろによる。

- (1) 市街地景観の整備 良好な市街地の景観の保全及び創出をいう。
- (2) 美観地区 景観法（以下「法」という。）第61条第1項の規定による景観地区（以下「景観地区」という。）のうち主に良好な市街地の景観の保全を目的とする地区で、次に掲げる類型に基づくものをいう。
 - ア 山ろく型 山すその緑豊かな自然に調和した低層の建築物が立ち並び、良好な町並みの景観を形成している地区をいう。
 - イ 山並み背景型 背景となる山並みの緑と調和する屋根の形状等に配慮された建築物が立ち並び、良好な町並みの景観を形成している地区をいう。
 - ウ 岸辺型 良好な水辺の空間と調和した建築物等が立ち並び、趣のある岸辺の景観を形成している地区をいう。
 - エ 旧市街地型 おおむね昭和初期に市街地が形成されていた北大路通、東大路通、九条通及び西大路通に囲まれた地域又は伏見の旧市街地の地域内において、生活の中から生み出された特徴のある形態及び意匠を有する建築物が存し、趣のある町並みの景観を形成している地区をいう。
 - オ 歴史遺産型 世界遺産（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2に規定する一覧表に記載されている文化遺産をいう。）や伝統的な建築物等によって趣のある町並みの景観を形成している地区をいう。
 - カ 沿道型 趣のある沿道の景観を形成している地区及び主として中高層建築物が群として構成美を示し、沿道の景観を形成している地区をいう。
- (3) 美観形成地区 景観地区のうち主に良好な市街地の景観の創出を目的とする地区で、次に掲げる類型に基づくものをいう。
 - ア 市街地型 既に市街地が形成されている地区で、良好な町並みの景観の創出を目的とするものをいう。
 - イ 沿道型 沿道の良好な景観の創出を目的とする地区をいう。
- (4) 建造物修景地区 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）のうち、美観地区及び美観形成地区（以下「美観地区等」という。）並びに風致地区（都市計画法第8条第1項第7号に掲げる風致地区をいう。）以外の市街地の区域で、次に掲げる類型に基づき法第8条第1項に規定する景観計画に定めるものをいう。
 - ア 山ろく型 山すその緑豊かな自然に調和した良好な町並みの景観の形成を必要とする区域をいう。
 - イ 山並み背景型 背景となる山並みの緑と調和した良好な市街地の景観の形成を必要とする区域をいう。
 - ウ 岸辺型 良好な水辺の空間と調和した趣のある岸辺の景観の形成を必要とする区域をいう。
 - エ 町並み型 地域の景観の特性を生かしながら、当該地域の町並みの景観を向上させる必要がある区域をいう。
- (5) 建築物 建築基準法第2条第1号に掲げる建築物をいう。
- (6) 第1類工作物 高さが1メートルを超える自動販売機又はこれに類する工作物及び面積の合計が5平方メートルを超える軒先テント又はこれに類する工作物をいう。ただし、屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件を含む。以下「屋外広告物等」という。）を除く。

- (7) 第2類工作物 高さが1.5メートルを超える垣、柵、煙突、電波塔、高架水槽、彫像、観覧車その他の工作物（携帯電話用のアンテナ及び太陽光発電装置については、1.5メートル以下のものを含む。）で、市街地の景観に支障を及ぼすおそれがあるものとして別に定めるものをいう。ただし、屋外広告物等を除く。
- (8) 公共施設 法第7条第4項に規定する公共施設をいう。
- (9) 建築等 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をいう。
- (10) 建設等 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をいう。

（建築物及び工作物の高さ等の算定方法）

第3条 建築物及び土地に定着する工作物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定の例により算定するものとし、建築物に定着する工作物の高さは、設置された部分からの高さをいうものとする。

2 建築物の床面積及び延べ面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号及び第4号の規定の例により算定するものとする。

（本市の責務）

第4条 本市は、市街地景観の整備を図るために必要な施策を実施するとともに、市街地景観の整備に関する市民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第5条 市民及び事業者は、市街地景観の整備に関する本市の施策に協力しなければならない。

第2章 美観地区等

第1節 美観地区等の指定

第6条 市長は、景観地区を美観地区等として第2条第2号及び第3号に掲げる類型に基づき指定することができる。

第2節 建築物の認定手続等

（認定の手続）

第7条 市長は、市街地の良好な景観を維持するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、法第63条第1項又は第66条第3項の規定による認定に条件を付することができる。

2 景観法施行規則（以下「省令」という。）第19条第1項第6号に規定する条例で定める図書は、別に定める。

（完了等の届出）

第8条 法第63条第1項又は第66条第3項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る行為が完了したときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 法第63条第1項又は第66条第3項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る行為を中止したときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（認定を要しない建築物）

第9条 法第69条第1項第5号に規定する良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 第38条第1項の規定により歴史的意匠建造物に指定された建築物

- (2) 京都府文化財保護条例第7条第1項の規定により京都府指定有形文化財に指定され、又は同条例第43条第1項の規定により府指定史跡名勝天然記念物に指定された建築物
- (3) 京都市文化財保護条例第6条第1項の規定により京都市指定有形文化財に指定され、又は同条例第36条第1項の規定により市指定史跡名勝天然記念物に指定された建築物
- (4) 前2号に掲げる建築物であったものの原形を再現する建築物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- (5) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為に係る建築物
- (6) 都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等（以下「地区計画等」という。）に関する都市計画が定められた場合における当該地区計画等の区域のうち、次に掲げる計画において建築物の形態及び意匠の制限が定められた区域（法第76条第1項の規定に基づく条例でこれらの事項に関する制限が定められているものに限る。）内に存する建築物で、当該地区計画等の内容に適合しているもの
 - ア 地区整備計画（都市計画法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）
 - イ 歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第31条第2項第4号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。以下同じ。）
- (7) 地下に設ける建築物又は建築物の部分
- (8) 祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物で、祭礼等の期間中に限り存続するもの
- (9) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で別に定めるものに係る建築物

第3節 工作物に関する制限

（形態意匠等の制限）

第10条 美観地区等内における工作物（屋外広告物等以外の工作物で、土地又は建築物に定着するものに限る。以下この節において同じ。）の形態、意匠、高さ等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 土地に定着する工作物にあつては、当該工作物の最上部の高さが15メートル（擁壁にあつては、5メートル）以下であること。
 - (2) 建築物に定着する工作物にあつては、当該工作物の最上部が当該建築物の最上部を超えないものであること。
 - (3) 規模及び形態が、歴史的な建造物及び公共施設の外観並びに周辺の町並みの景観と調和し、かつ、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地から見て山並みその他の背景を大幅に覆い隠さないこと。
 - (4) 色彩その他の意匠が、周辺の町並みの景観に違和感を与えるものでないこと。
 - (5) 建築物に定着する工作物にあつては、位置、規模、形態及び意匠について建築物の本体と均整が取れていること。
- 2 前項各号に掲げる基準の適用に関し必要な技術的細目は、美観地区等の類型及びそれぞれの地域の特性に応じ、別に定める。

（計画の認定）

第11条 美観地区等内において第2類工作物の建設等をしようとする者及び歴史遺産型の美観地区内において第1類工作物の建設等をしようとする者は、別に定めるところにより、あらかじめ、その計画が、前条第1項各号に掲げる基準に適合するものであることについて、

申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた工作物の計画を変更して建設等をしようとする場合についても、同様とする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合においては、当該提出があった日から30日以内に、申請に係る工作物の計画が前条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該基準に適合するものと認めたときは、当該申請書を提出した者（以下この条において「申請者」という。）に認定証を交付しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る工作物の計画が前条第1項各号に掲げる基準に適合しないものと認めたとき、又は当該申請書の記載によっては当該基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を前項の期間内に申請者に交付しなければならない。
- 4 第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の工作物の建設等の工事（別に定める工事を除く。）は、することができない。
- 5 第7条第1項の規定は、第1項の規定による認定について準用する。

（工作物に関する制限の適用除外）

第12条 次に掲げる工作物で、市長が景観の保全上支障がないと認めたものについては、第10条第1項各号に掲げる基準の全部又は一部を適用しないことができる。

- (1) 公益上必要と認められる工作物
- (2) 特に優れた意匠の工作物
- (3) 興行その他これに類する目的のために設けられる仮設の工作物で、存続期間が1年以内のもの
- (4) 工作物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の工作物に替えて必要となる仮設の工作物

（違反工作物に対する措置）

第13条 市長は、第10条第1項の規定に違反した工作物があるときは、工事主（工作物の建設等をする者をいう。以下この節において同じ。）、当該工作物の建設等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下この節において同じ。）若しくは現場管理者又は当該工作物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該工作物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該工作物の改築、修繕、模様替え、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置を採ることを命じることができる。

- 2 市長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他別に定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 3 前項の標識は、第1項の規定による処分に係る工作物又はその敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る工作物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 4 第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命じられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった

場合においては、これを提示しなければならない。

(違反工作物の工事の請負人に対する措置)

第14条 市長は、前条第1項の規定による処分をしたときは、当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他別に定める事項を、建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

(国又は地方公共団体の工作物に対する認定等に関する手続の特例)

第15条 国又は地方公共団体の工作物については、第11条、第13条及び前条の規定は適用せず、次項から第5項までに定めるところによる。

2 国の機関又は地方公共団体（以下この条において「国の機関等」という。）は、美観地区等内において第2類工作物の建設等をしようとするとき、又は歴史遺産型的美観地区内において第1類工作物の建設等をしようとするときは、当該行為に着手する前に、その計画を市長に通知しなければならない。

3 市長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から30日以内に、当該通知に係る工作物の計画が第10条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該基準に適合するものと認めたときにあっては当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付し、当該基準に適合しないものと認めたとき、又は当該基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあってはその旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない。

4 第2項の通知に係る工作物の建設等の工事（別に定める工事を除く。）は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。

5 市長は、国又は地方公共団体の工作物が第10条第1項の規定に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該工作物を管理する国の機関等に通知し、第13条第1項に規定する必要な措置を採るべきことを要請しなければならない。

(工事現場における認定の表示等)

第16条 美観地区等内の工作物の建設等の工事（第11条第2項又は前条第3項の規定による認定を受けたものに限る。次項において同じ。）の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、別に定めるところにより、工事主、設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下この項において同じ。）、工事施工者（工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。）及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第11条第2項又は前条第3項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。ただし、設計者の表示については、やむを得ない事情により、表示することが困難であると認められるときは、この限りでない。

2 美観地区等内の工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事に係る第11条第2項又は前条第3項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

(完了等の届出)

第17条 第11条第2項又は第15条第3項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る行為が完了したときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第11条第2項又は第15条第3項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る行為を中止したときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(適用除外)

第18条 第10条から前条までの規定は、次に掲げる工作物については、適用しない。

- (1) 法第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された工作物
- (2) 第38条第1項の規定により歴史的意匠建造物に指定された工作物
- (3) 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された工作物
- (4) 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区内にある工作物
- (5) 京都府文化財保護条例第7条第1項の規定により京都府指定有形文化財に指定され、又は同条例第43条第1項の規定により府指定史跡名勝天然記念物に指定された工作物
- (6) 京都市文化財保護条例第6条第1項の規定により京都市指定有形文化財に指定され、又は同条例第36条第1項の規定により市指定史跡名勝天然記念物に指定された工作物
- (7) 第3号、第5号又は前号に掲げる工作物であったものの原形を再現する工作物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- (8) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為に係る工作物
- (9) 地区計画等に関する都市計画が定められた場合における当該地区計画等の区域のうち、次に掲げる計画において工作物の形態、意匠及び高さの制限が定められた区域（法第76条第1項の規定に基づく条例でこれらの事項のうち形態及び意匠に関する制限が定められているものに限る。）内に存する工作物で、当該地区計画等の内容に適合しているもの
ア 地区整備計画
イ 歴史的風致維持向上地区整備計画
- (10) 地下に設ける工作物
- (11) 次条に規定する高架工作物等
- (12) 祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の工作物で、祭礼等の期間中に限り存続するもの
- (13) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で別に定めるものに係る工作物

2 美観地区等に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する工作物又は現に建設等の工事中の工作物が、第10条第1項各号に掲げる基準に適合しない場合又は当該基準に適合しない部分を有する場合においては、当該工作物又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する工作物又はその部分に対しては、適用しない。

- (1) 美観地区等に関する都市計画の変更前に第10条の規定に違反しているもの又はその部分
- (2) 美観地区等に関する都市計画が定められ、又は変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した工作物
- (3) 美観地区等に関する都市計画が定められ、又は変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の工事に着手した工作物の当該工事に係る部分（高架工作物等の建設等の協議）

第19条 美観地区等内において高架の鉄道又は道路、跨線橋、跨道橋その他これらに類する高架の工作物（以下「高架工作物」という。）の建設等をしようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 歴史遺産型的美観地区内の道路、河川又は水路において、電柱、公衆電話所、案内標識そ

の他の別に定める工作物の建設等をしようとする者は、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

第4節 植栽等の基準

(基準)

第20条 山ろく型若しくは岸辺型の美観地区又は沿道型の美観形成地区（五条通地区に限る。）内において別に定める面積以上の敷地に建築等又は建設等を行おうとする者は、当該敷地のうち、道路、水路等に面する部分に、美観地区等のそれぞれの地域の特性に応じ別に定める基準に基づき、植栽等を行わなければならない。

(維持管理)

第21条 前条の規定により植栽等を行った者は、その樹木等を良好な状態に保つよう適切な維持管理に努めなければならない。

第3章 景観計画区域内における行為の届出等

(景観計画区域内における行為の届出及び通知)

第22条 省令第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、別に定める。

2 法第16条第1項の規定による届出は、当該届出に係る行為が建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）を要するものであるときは、当該確認の申請をする前に行わなければならない。

3 法第16条第5項後段の規定による通知は、当該通知に係る行為が建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知（同法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）を要するものであるときは、当該確認の申請又は当該通知をする前に行わなければならない。

(景観計画区域内における届出、勧告等に関する規定の適用の除外)

第23条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げる地区及び区域の区分に応じ、当該各号のいずれかに該当する行為とする。

(1) 建造物修景地区

ア 第38条第1項の規定により指定された歴史的意匠建造物の建築等又は建設等

イ 第2類工作物及び高架工作物のいずれにも該当しない工作物の建設等

ウ 山並み背景型、岸辺型及び町並み型の建造物修景地区にあつては、高さが10メートル以下の建築物で次のいずれかに該当するものの建築等又は高さが10メートル以下の工作物の建設等

(ア) 1戸建て専用住宅

(イ) 延べ面積（増築にあつては、当該増築に係る床面積の合計）が200平方メートル以下の建築物

エ 法第16条第1項第3号に掲げる行為

オ 京都府文化財保護条例第21条第1項本文若しくは第49条第1項本文又は京都市文化財保護条例第18条第1項本文（同条例第38条において準用する場合を含む。）の規定による許可に係る行為その他の行為で別に定めるもの

カ 工事、祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物で、工事等の期間中に限り存続するものの建築等

- キ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で別に定めるもの
- (2) 景観計画区域のうち、前号の地区以外の区域 法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為

第4章 歴史的景観保全修景地区

(歴史的景観保全修景地区の指定)

- 第24条 市長は、歴史的景観を形成している建造物群が存する地域で、その景観を保全し、又は修景する必要があるものを、歴史的景観保全修景地区として指定することができる。
- 2 市長は、歴史的景観保全修景地区を指定し、又は変更したときは、これを告示しなければならない。
- 3 歴史的景観保全修景地区の指定及び変更は、前項の規定による告示によりその効力を生じる。

(歴史的景観保全修景計画)

- 第25条 市長は、前条第1項の規定に基づき歴史的景観保全修景地区の指定をするときは、併せて当該地区の歴史的な市街地景観の整備に関する計画(以下「歴史的景観保全修景計画」という。)を定めなければならない。
- 2 歴史的景観保全修景計画には、建築物及び工作物の位置、規模、形態、意匠及び修景に関する事項を定めるものとする。
- 3 市長は、歴史的景観保全修景計画を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

(除却の届出等)

- 第26条 歴史的景観保全修景地区内の建築物を除却しようとする者は、当該除却に着手する日の30日前までに、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 前項に規定する建築物の全部を除却しようとする者は、当該建築物の敷地であった土地が空地となる場合は、生け垣又は塀の設置その他の方法により町並みの景観の連続性を保つようにしなければならない。

(修理又は修景に要する費用の補助)

- 第27条 市長は、別に定めるところにより、歴史的景観保全修景地区内にある建築物又は工作物の修理又は修景に要する費用の一部を補助することができる。
- 2 前項の規定に基づく補助については、京都市補助金等の交付等に関する条例の規定を適用する。

第5章 界わい景観整備地区

(界わい景観整備地区の指定)

- 第28条 市長は、美観地区等又は建造物修景地区内において、まとまりのある景観の特性を示している市街地の地域で、市街地景観の整備を図る必要があるものを、界わい景観整備地区として指定することができる。
- 2 前項の規定による指定は、歴史的景観保全修景地区内の土地については、行うことができない。
- 3 第24条第2項及び第3項の規定は、界わい景観整備地区の指定及び変更について準用す

る。

(界わい景観整備計画)

第29条 市長は、前条第1項の規定に基づき界わい景観整備地区の指定をするときは、併せて当該地区における市街地景観の整備に関する計画（以下「界わい景観整備計画」という。）を定めなければならない。

2 界わい景観整備計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 建築物及び工作物の位置、規模、形態、意匠及び修景に関する事項
- (2) 建築等又は建設等で、市長の認定を要することとするものに関する事項
- (3) 界わい景観整備計画の運用に関する事項

3 市長は、界わい景観整備計画を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

(重要界わい景観整備地域)

第30条 市長は、界わい景観整備地区内の地域で次に掲げるものを、重要界わい景観整備地域として指定することができる。

- (1) 当該地区の市街地の景観を特色付ける建築物又は工作物が連なっている地域
- (2) 道路の交差点の周辺又は広場、図書館、博物館その他の公共的な施設の周辺の地域で、当該交差点又は施設と一体として市街地景観の整備を図る必要があるもの

2 第24条第2項及び第3項の規定は、重要界わい景観整備地域の指定及び変更について準用する。

(界わい景観建造物)

第31条 市長は、界わい景観整備地区内において町並みの景観を特色付けている建築物又は工作物を、当該景観を保全し、又は修景する際の指標とするため、その所有者の同意を得て、界わい景観建造物として指定することができる。

2 第24条第2項及び第3項の規定は、界わい景観建造物の指定及び変更について準用する。

(維持管理)

第32条 界わい景観建造物の所有者又は管理者は、当該建造物の意匠を常に良好な状態に保つよう当該建造物の維持管理に努めなければならない。

(除却の届出等)

第33条 界わい景観建造物又は重要界わい景観整備地域内にある建築物又は工作物を除却しようとする者は、当該除却に着手する日の30日前までに、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 界わい景観建造物又は前項に規定する建築物若しくは工作物の全部を除却しようとする者は、当該界わい景観建造物又は当該工作物の敷地であった土地が空地となる場合は、生け垣又は塀の設置その他の方法により町並みの景観の連続性を保つようにしなければならない。

(修理又は修景に要する費用の補助)

第34条 市長は、別に定めるところにより、界わい景観建造物又は重要界わい景観整備地域内にある建築物又は工作物の修理又は修景に要する費用の一部を補助することができる。

2 前項の規定に基づく補助については、京都市補助金等の交付等に関する条例の規定を適用する。

第6章 景観重要建造物又は景観重要樹木

(標識の設置)

第35条 法第21条第2項又は第30条第2項に規定する標識は、公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

(完了等の届出)

第36条 法第22条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為が完了したときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 法第22条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為を中止したときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(景観重要建造物の修理又は修景に要する費用の補助)

第37条 市長は、別に定めるところにより、景観重要建造物の修理、修景又は移転に要する費用の一部を補助することができる。

2 前項の規定に基づく補助については、京都市補助金等の交付等に関する条例の規定を適用する。

第7章 歴史的意匠建造物

(歴史的意匠建造物の指定)

第38条 市長は、歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を、その所有者の同意を得て、歴史的意匠建造物に指定することができる。

2 第24条第2項及び第3項の規定は、歴史的意匠建造物の指定及び変更について準用する。

3 第1項の規定により指定された歴史的意匠建造物の所有者等は、市長が交付する歴史的意匠建造物であることを示す標識を公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(維持管理)

第39条 歴史的意匠建造物の所有者又は管理者は、当該建造物の意匠を常に良好な状態に保つよう当該建造物を維持管理しなければならない。

(移転、除却等の制限)

第40条 何人も、歴史的意匠建造物を移転し、除却し、又はその外観を変更してはならない。

2 前項の規定は、やむを得ない事情があり、かつ、市長が当該建造物の持つ特性を著しく損なわないと認めて許可した行為については、適用しない。

(完了等の届出)

第41条 前条第2項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為が完了したときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為を中止したときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(修理又は修景に要する費用の補助)

第42条 市長は、別に定めるところにより、歴史的意匠建造物の修理又は修景に要する費用の一部を補助することができる。

2 前項の規定に基づく補助については、京都市補助金等の交付等に関する条例の規定を適用する。

第8章 地域景観づくり協議会

(地域景観づくり協議会の認定)

第43条 一定のまとまりのある区域内に居住する者、当該区域内において事業を営む者又は当該区域内に土地若しくは建物を有する者（以下「地域住民等」という。）が、当該区域内における景観を保全し、及び創出することを目的として組織する団体の代表者は、別に定めるところにより、当該団体が地域景観づくり協議会（以下「協議会」という。）であることの市長の認定を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る団体が次に掲げる要件に該当していると認めるときは、同項の規定による認定をしなければならない。

(1) 活動の主たる目的が景観の保全及び創出であること。

(2) 活動の内容について、地域住民等に周知するとともに、その意見を聴いているものであること。

(3) 特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがある活動を行うものでないこと。

(4) その他別に定める要件を満たしていること。

3 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更等の届出及び認定の取消し)

第44条 協議会の代表者は、前条第1項の規定による申請の内容を変更し、又は協議会を解散し、若しくは協議会の活動を中止しようとするときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出があった事項を告示しなければならない。

3 市長は、前条第2項各号に掲げる要件のいずれかが欠けるに至ったとき、又は協議会の活動の内容が著しく不適当であると認めるときは、同条第1項の規定による認定を取り消すものとする。

4 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を告示するとともに、認定を取り消した団体の代表者に通知しなければならない。

(活動内容の周知及び報告)

第45条 協議会は、その活動の内容について、当該協議会の活動区域内の地域住民等に適宜説明するよう努めなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、協議会に対し、その活動の内容について報告又は資料の提出を求めることができる。

(地域景観づくり計画書の認定)

第46条 協議会の代表者は、協議会の活動区域の景観の保全及び創出のための方針を定めた計画書（以下「地域景観づくり計画書」という。）を作成したときは、市長の認定を求めることができる。

2 地域景観づくり計画書においては、協議会の活動区域の全部又は一部を次条第1項の規定による当該協議会の意見を聴かなければならない地区（以下「地域景観づくり協議地区」という。）として定めることができる。

3 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該認定をした地域景観づくり計画書を一般の縦覧に供しなければならない。

4 第44条第1項及び第2項の規定は、協議会の代表者が第1項の認定を受けた地域景観づくり計画書を変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。

(地域景観づくり協議地区内における建築等及び建設等に関する意見の聴取等)

第47条 地域景観づくり協議地区内において次に掲げる届出等をしようとする者は、あらかじめ、当該地域景観づくり協議地区を活動区域とする協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 法第16条第1項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知
- (2) 法第63条第1項の規定による認定の申請又は法第66条第2項の規定による通知
- (3) 第11条第1項の規定による認定の申請又は第15条第2項の規定による通知
- (4) 法第76条第1項の規定に基づく条例の規定による認定の申請又は通知
- (5) 京都市風致地区条例第2条第1項の規定による許可の申請
- (6) 京都市屋外広告物等に関する条例第9条第1項若しくは第3項若しくは第23条第1項の規定による許可の申請又は同条例第18条若しくは第30条の規定による届出
- (7) 京都市眺望景観創生条例第11条第1項の規定による届出

2 前項に規定する者は、同項の規定による意見の聴取をしたときは、速やかに、別に定める事項を記載した書面により市長に報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による意見の聴取に係る協議会から求めがあったときは、当該協議会に対し、前項の書面の写しを提供することができる。

4 市長は、第1項に規定する者が同項の規定による意見の聴取をせず、又は第2項の規定による報告をしないときは、その者に対し、当該意見の聴取又は当該報告をすべきことを勧告することができる。

第9章 市街地景観協定

(市街地景観協定の認定)

第48条 一定のまとまりのある区域内の土地の所有者及び建築物若しくは工作物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権を有する者（以下「土地所有者等」という。）が、当該区域内における市街地景観の整備を主たる目的として当該区域内における建築物又は工作物の位置、規模、形態又は意匠に関する基準についての協定（以下「市街地景観協定」という。）を締結したときは、当該協定を締結した者の代表者（以下この章において「代表者」という。）は、別に定めるところにより、市長の認定を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請が次の各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、同項の規定による認定をしなければならない。

(1) 市街地景観協定に次に掲げる事項が定められていること。

ア 目的

イ 代表者

ウ 市街地景観協定の効力が及ぶ区域（以下「協定区域」という。）

エ 建築物、工作物、樹木その他市街地の景観を形成する物件に関する基準

オ 有効期間

カ 市街地景観協定に適合しない行為があった場合の措置

キ 変更又は廃止の手続

ク 市街地景観協定の運用に関する事項

(2) 市街地景観協定の内容が法令又は都市計画に抵触していないこと。

- (3) 市街地景観協定の主たる目的が市街地景観の整備であること。
 - (4) 市街地景観協定の内容が土地所有者等の権利を不当に制限するものでないこと。
 - (5) 協定区域がまとまりのある一団の土地の区域であること。
 - (6) 協定区域内の土地所有者等のうち相当数の者が当該協定を締結していること。
 - (7) 市街地景観協定が遵守されることが相当の程度に確実であると認められること。
- 3 市長は、第1項の規定による認定をしたときは、その旨を告示するとともに、協定書の写しを一般の閲覧に供しなければならない。
- (協定区域内における建築等又は建設等の届出等)
- 第49条 協定区域内において建築等又は建設等をしようとする者は、別に定めるところにより、あらかじめ、市長に届け出なければならない。
- 2 前項に規定する者は、同項の届出を行おうとするときは、あらかじめ、市街地景観協定に係る事項について、当該協定を締結した者の意見を聴かななければならない。
- 3 第1項に規定する者は、前項の規定による意見の聴取をしたときは、速やかに、別に定める事項を記載した書面により市長に報告しなければならない。
- 4 市長は、第1項に規定する者が第2項の規定による意見の聴取をせず、又は前項の規定による報告をしないときは、その者に対し、当該意見の聴取又は当該報告をすべきことを勧告することができる。
- (市街地景観協定の変更又は廃止)
- 第50条 代表者は、市街地景観協定が変更され、又は廃止されたときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 市長は、第48条第2項各号に掲げる要件のいずれかが欠けるに至ったとき、又は市街地景観協定の運用が著しく不適當であると認めるときは、同条第1項の規定による認定を取り消すものとする。
- 4 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を告示するとともに、代表者に通知しなければならない。

第10章 雑則

(京都市美観風致審議会の意見の聴取)

- 第51条 市長は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、京都市美観風致審議会の意見を聴かななければならない。
- (1) 法第8条第1項の規定による景観計画の策定及び変更
 - (2) 法第19条第1項、法第28条第1項、第31条第1項及び第38条第1項の規定による景観重要建造物、景観重要樹木、界わい景観建造物及び歴史的意匠建造物の指定及び変更
 - (3) 法第22条第1項本文及び法第31条第1項本文の規定による許可
 - (4) 法第61条第1項の規定による美観地区等の指定及び変更
 - (5) 法第61条第2項第1号に掲げる建築物の形態意匠の制限に関する事項及び第10条第2項の規定による技術的細目の策定及び変更
 - (6) 都市計画法第12条の5第7項及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第31条第4項の規定による建築物等の形態及び意匠の制限に関する事項の策定及

び変更

- (7) 第12条の規定による制限の適用除外(同条第1号及び第2号に掲げる工作物に係るものに限る。)
- (8) 第24条第1項、第28条第1項及び第30条第1項の規定による歴史的景観保全修景地区、界わい景観整備地区及び重要界わい景観整備地域の指定及び変更
- (9) 第25条第1項及び第29条第1項の規定による歴史的景観保全修景計画及び界わい景観整備計画の策定及び変更
- (10) 第40条第2項の規定による許可
(監督処分)

第52条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によってした認定若しくは許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たな条件を付し、又は工事の停止を命じ、若しくは相当の猶予期限を付けて、建築物又は工作物の外観の変更、移転、除却その他違反を是正するために必要な措置を採ることを命じることができる。

- (1) この条例の規定(第2章第2節、第3節(第19条を除く。))及び第4節並びに第47条並びに第49条第2項及び第3項の規定を除く。次号において同じ。)に違反して建築等又は建設等を行った者(以下「建築主等」という。)、その請負人(下請人を含む。以下同じ。)若しくは現場管理者又は当該建築物その他の工作物若しくはその敷地の所有者、管理者若しくは占有者
- (2) この条例の規定による許可に付された条件に違反した建築主等、その請負人若しくは現場管理者又は当該建築物その他の工作物若しくはその敷地の所有者、管理者若しくは占有者

(報告又は資料の提出)

第53条 市長は、法第16条及び第18条の規定並びにこの条例の施行に必要な限度において、美観地区、美観形成地区、建造物修景地区、歴史的景観保全修景地区又は界わい景観整備地区内において建築等若しくは建設等をしている者若しくはした者、当該行為の請負人若しくは現場管理者又は当該行為に係る建築物若しくは工作物若しくはその敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該行為の実施の状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第54条 市長は、法第16条及び第18条の規定並びにこの条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、土地、建築物又は工作物に立ち入り、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入調査、立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査、立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第55条 市長は、第47条第4項又は第49条第4項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

2 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、第52条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくてその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。

(良好な景観の保全及び創出に関する技術的助言)

第56条 建築等又は建設等をしようとする者その他建築物等の維持保全をする者は、市長に対して、良好な景観の保全及び創出に関する技術的な助言を求めることができる。

(市街地景観の整備に関する活動をする団体に対する支援)

第57条 市長は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、一定の区域内に居住する者又は当該区域内において事業を営む者で構成され、当該区域における市街地景観の整備に関する計画の策定、調査、研究その他の活動することを目的とする団体に対し、次に掲げる措置を講じることができる。

(1) 必要な情報及び資料の提供

(2) 市街地景観の整備に関する助言を行う者の派遣

(3) 当該団体の市街地景観の整備に関する活動に要した費用の一部の補助

2 前項第3号の規定に基づく補助については、京都市補助金等の交付等に関する条例の規定を適用する。

(委任)

第58条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

第11章 罰則

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第1項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請書を提出した者

(2) 第11条第4項の規定に違反して、同項の工作物の建設等の工事をした者

(3) 第13条第1項の規定による命令に違反した者

第60条 第16条若しくは第40条第1項の規定又は第52条の規定による命令(第40条第1項の規定に係るものに限る。)に違反した者は、300,000円以下の罰金に処する。

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の罰金に処する。

(1) 第8条、第17条、第26条第1項、第33条第1項、第36条、第41条又は第49条第1項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第53条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(3) 第54条第1項の規定による立入調査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第62条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第59条から前条までに規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(平成8年5月23日規則第21号で平成8年5月24日から施行)
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の京都市市街地景観整備条例（以下「改正後の条例」という。）第51条第1号から第5号までの規定による京都市美観風致審議会の意見の聴取は、この条例の施行前においても行うことができる。
(美観地区に関する経過措置)
- 3 改正後の条例第6条第2項の規定による告示の日までの間は、改正後の条例第2章第2節及び第3節の規定は、適用せず、この条例による改正前の京都市市街地景観条例（以下「改正前の条例」という。）第2章の規定は、なお効力を有する。
- 4 改正前の条例第7条第1項の規定による承認又は当該承認の申請は、それぞれ改正後の条例第7条第1項の規定による承認又は当該承認の申請とみなす。
(改正前の条例による特別保全修景地区等に関する経過措置)
- 5 この条例の施行の際、改正前の条例第10条、第13条又は第15条第1項の規定により指定されている特別保全修景地区、工作物規制区域又は巨大工作物規制区域内の土地における行為については、当該土地について改正後の条例第6条第2項（第16条第3項、第19条第2項及び第23条第2項において準用する場合を含む。）の規定による告示がある日までの間は、改正後の条例の規定は、適用せず、改正前の条例の規定は、なお効力を有する。
(改正前の条例による特別保全修景地区等に関する経過措置の失効)
- 6 前項の規定は、この条例の施行の日から3月を経過した日に、その効力を失う。
(罰則に関する経過措置)
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成8年8月22日条例第16号）

この条例は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成11年3月18日条例第58号）

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第100号）

(施行期日)

- 1 この条例は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。
(景観法附則ただし書に規定する日は、平成17年6月1日)
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市市街地景観整備条例（以下「改正前の条例」という。）第25条第1項、第35条第1項及び第45条第2項の規定による承認の申請を行った者であって、この条例の施行の際承認又は不承認の処分を受けていないものは、改正後の条例第25条第1項、第35条第1項及び第45条第2項の規定による認定又は許可の申請を行った者とみなす。
- 3 この条例の施行の日前に改正前の条例第25条第1項、第35条第1項及び第45条第2項の規定による承認を受けた者は、改正後の条例第25条第1項及び第35条第1項並びに第45条第2項の規定による認定又は許可を受けた者とみなす。
- 4 この条例の施行の日前に改正前の条例第33条の規定に基づき定められた界わい景観整

備計画同条第2項第2号に掲げる事項は、改正後の条例第33条第2項第2号に掲げる事項とみなす。

- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月26日条例第104号） 抄
（施行期日）

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

（平成17年12月26日規則第101号で平成17年12月27日から施行）
（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市市街地景観整備条例（以下「改正前の条例」という。）第17条又は第21条の規定によりされた届出に係る行為であって同日前に着手されたものについては、改正前の条例第3章及び第4章の規定は、なおその効力を有する。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月23日条例第31号） 抄
（施行期日）

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

（平成19年5月1日規則第5号で平成19年9月1日から施行）
（検討）

- 2 市長は、社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この条例による改正後の京都市市街地景観整備条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

（行為に関する経過措置）

- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市市街地景観整備条例（以下「改正前の条例」という。）第21条の規定によりされた届出に係る行為であって同日前に着手されたものについては、改正前の条例第3章の規定は、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年12月22日条例第32号） 抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月22日条例第43号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都市市街地景観整備条例（以下「改正後の条例」という。）第23条第1号ウの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知に係る建築物の建築等について適用し、施行日前の当該申請又は当該通知に係る建築物の建築等については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第48条第2項第1号クの規定は、施行日以後の認定の申請に係る協定について適用し、施行日前の認定の申請に係る協定については、なお従前の例による。

- 4 改正後の条例第49条第2項及び第3項の規定は、施行日以後に同条第1項の規定による届出を行う者について適用し、施行日前にこの条例による改正前の京都市市街地景観整備条例第44条の規定による届出を行った者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月29日条例第69号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第37条第1項及び第56条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存する工作物又は現に建設等の工事中の工作物が、この条例による改正後の京都市市街地景観整備条例第10条第1項第1号の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該工作物の部分に対しては、同号の規定は、適用せず、なお従前の例による。ただし、この条例の施行の際、この条例による改正前の京都市市街地景観整備条例第10条第1項第1号の規定に違反している工作物については、この限りでない。

附 則（令和元年11月13日条例第30号）

この条例は、市規則で定める日から施行する。

資 料

京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の
施行に関する規則

○京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則

制定	昭和 4 7 年	4 月 2 0 日規則第	3 5 号
全部改正	平成 8 年	5 月 2 3 日規則第	2 2 号
改正	平成 1 1 年	4 月 3 0 日規則第	1 1 号
	平成 1 1 年 1 1 月	2 6 日規則第	6 8 号
	平成 1 3 年	1 月 4 日規則第	8 5 号
	平成 1 5 年	3 月 3 1 日規則第	1 4 6 号
	平成 1 7 年	5 月 3 1 日規則第	2 4 号
	平成 1 7 年 1 2 月	2 6 日規則第	1 0 2 号
	平成 1 7 年 1 2 月	2 6 日規則第	1 0 3 号
	平成 1 9 年	8 月 3 1 日規則第	3 4 号
	平成 2 3 年	3 月 3 1 日規則第	1 3 6 号
	平成 2 7 年	3 月 3 1 日規則第	1 5 8 号
	平成 3 0 年	3 月 2 9 日規則第	6 8 号
	令和 元年	6 月 2 8 日規則第	1 7 号
	令和 元年 1 2 月	5 日規則第	6 2 号
	令和 3 年	3 月 2 9 日規則第	7 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法施行令及び景観法施行規則（以下「省令」という。）その他別に定めがあるもののほか、景観法（以下「法」という。）及び京都市市街地景観整備条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(第 2 類工作物)

第 3 条 条例第 2 条第 7 号に規定する別に定めるものは、次に掲げる工作物（歴史遺産型の美観地区内の道路、河川又は水路に設けられ、又は設けられている第 1 3 条第 3 項各号に掲げる工作物を除く。）とする。

- (1) 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 煙突その他これに類するもの
- (3) 電波塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するもの
- (4) 高架水槽、サイロその他これらに類するもの
- (5) 彫像、ブロンズ像その他これらに類するもの
- (6) 観覧車、コースター、飛行塔その他これらに類するもの
- (7) 物の製造、貯蔵又は処理の用に供する施設
- (8) 自動車車庫
- (9) 携帯電話用のアンテナ
- (10) 太陽光発電装置

(美観地区等内の建築物の計画の認定申請に係る添付図書)

第 4 条 条例第 7 条第 2 項に規定する別に定める図書は、別表第 1 (2)の項に掲げる図書とする。

(行為の完了等の届出)

第5条 条例第8条,第17条,第36条又は第41条の規定による行為の完了等の届出は,当該行為が完了した日又は当該行為を中止した日から14日以内に,行為完了・中止届(第1号様式)により行うものとする。

(認定等を要しない行為)

第6条 条例第9条第9号,第18条第1項第13号及び第23条第1号キに規定する別に定めるものは,次に掲げる行為とする。

- (1) 外観の変更を伴わない増築
- (2) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で,道路,公園,広場その他の公共の用に供する空地(以下「公共用空地」という。)及び隣地から見えない部分について行うもの
- (3) その他市長が良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認める行為

(形態意匠等の制限の技術的細目)

第7条 条例第10条第2項に規定する技術的細目のうち同条第1項第3号及び第5号に関するものは,別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 条例第10条第2項に規定する技術的細目のうち同条第1項第4号に関するものは,京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)景観地区の計画書に定める美観地区等の屋根以外の色彩の基準を準用する。

(計画の認定の申請等)

第8条 条例第11条第1項前段の規定による計画の認定を受けようとする者は,計画認定申請書(第2号様式)の正本及び副本に,それぞれ別表第1(1)の項及び(3)の項に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて,市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず,市長は,別表第1(3)の項に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。
- 3 条例第11条第1項後段の規定による変更に係る認定を受けようとする者は,変更計画認定申請書(第3号様式)の正本及び副本に,それぞれ第1項に規定する図書(変更に係るものに限る。)を添えて,市長に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず,法第63条第1項前段の規定による計画の認定の申請と併せて行う場合における第1項の計画の認定の申請は,省令別記様式第2に次に掲げる図書を添えて行うことができる。この場合においては,同様式に同項の計画の認定の申請を法第63条第1項前段の規定による計画の認定の申請と併せてする旨を記載しなければならない。

(1) 第1項に規定する図書

(2) 第1項の計画認定申請書に記載すべき事項のうち,行為の対象,行為の種別及び工作物の概要の欄に記入すべき事項を記載した書類

- 5 第3項の規定にかかわらず,法第63条第1項後段の規定による変更に係る認定の申請と併せて行う場合における第3項の変更に係る認定の申請は,省令別記様式第2に次に掲げる図書を添えて行うことができる。この場合においては,同様式に同項の変更に係る認定の申請を法第63条第1項後段の規定による変更に係る認定の申請と併せてする旨を記載しなければならない。

(1) 第1項に規定する図書(変更に係るものに限る。)

(2) 第3項の変更計画認定申請書に記載すべき事項のうち,変更の種類,変更の内容及び

変更の理由の欄に記載すべき事項を記載した書類

(行為着手の制限の例外となる工事)

第9条 条例第11条第4項及び第15条第4項に規定する別に定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウェル工事、ケーソン工事その他基礎工事とする。

(違反建築物及び違反工作物に係る公示の方法)

第10条 省令第22条に規定する市町村長が定める方法及び条例第13条第2項に規定する別に定める方法は、市役所及び区役所の掲示場への掲示とする。

(違反工作物の工事の請負人の通知)

第11条 条例第14条に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第13条第1項の規定による処分（以下「処分」という。）に係る工作物の概要
- (2) 前号の工作物の工事の請負人に係る違反事実の概要
- (3) 処分をするまでの経過及び処分後に市長が講じた措置
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2 条例第14条の規定による通知は、当該通知に係る請負人について建設業法による許可をした国土交通大臣又は都道府県知事に対してするものとする。

3 前項の規定による通知は、文書をもって行うものとし、当該通知には処分の通知書の写しその他の処分の内容を記載した書面を添えるものとする。

(工事現場における認定の表示の方法)

第12条 条例第16条第1項の規定による表示は、第4号様式により行うものとする。

(高架工作物等の建設等の協議)

第13条 条例第19条の規定による高架工作物等の建設等の協議をしようとする者は、高架工作物等の建設等に関する協議書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の協議があった場合において、協議が成立したときは、協議成立書を当該協議をした者に交付するものとする。

3 条例第19条第2項に規定する別に定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 電柱、電線及び変圧塔
- (2) 公衆電話所、郵便差出箱及び信書便差出箱
- (3) 案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識並びに道路元標及び里程標
- (4) 舗装の表層、側溝、街渠^{きよ}、橋りょう、床板、駒止め、柵、街灯及び並木

- (5) 河床、堰^{せき}、堤防、護岸、床止めその他これらに類するもの

(仮設建築物又は仮設工作物に対する制限の緩和に係る延長許可の申請)

第14条 法第77条第3項本文の規定による許可の申請をしようとする者は、延長許可申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(植栽等の基準)

第15条 条例第20条に規定する別に定める面積は、山ろく型及び岸辺型的美観地区にあっては100平方メートル、沿道型的美観形成地区（五条通地区に限る。）にあっては1,000平方メートルとする。

2 条例第20条に規定する別に定める基準は、別表第3に掲げるとおりとする。

(行為の届出)

第16条 省令第1条第1項に規定する届出書は、行為届（第7号様式）とする。

2 条例第22条第1項に規定する別に定める図書は、別表第1(1)の項に掲げる図書、次の各号に掲げる行為の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる図書その他市長が必要と認める図書とする。

(1) 建築等 別表第1(2)の項に掲げる図書

(2) 建設等 別表第1(3)の項に掲げる図書

3 法第16条第2項の規定による変更の届出をしようとする者は、行為変更届（第8号様式）に、省令第1条第2項第1号及び前項各号に掲げる図書（変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

4 条例第26条第1項又は第33条第1項の規定による除却の届出をしようとする者は、行為届に、別表第1(1)の項に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

5 条例第49条第1項の規定による建築等又は建設等の届出をしようとする者は、行為届に、別表第1(1)の項に掲げる図書、次の各号に掲げる行為の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 建築等 別表第1(2)の項に掲げる図書

(2) 建設等 別表第1(3)の項に掲げる図書

6 前項の規定にかかわらず、市長は、前項の届出をしようとする者が当該届出を法第16条第1項若しくは第2項の届出、法第63条第1項若しくは条例第11条第1項の認定の申請又は法第16条第5項若しくは第66条第2項若しくは条例第15条第2項の通知と併せてするときは、前項の図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

（建造物修景地区区内における届出、勧告等に関する規定の適用の除外）

第17条 条例第23条第1号オに規定する別に定めるものは、次に掲げる行為とする。

(1) 京都府文化財保護条例第21条第1項本文及び第49条第1項本文の規定による許可に係る行為

(2) 京都府文化財保護条例第22条本文及び第50条第1項本文の規定による届出に係る行為

(3) 京都市文化財保護条例第18条第1項本文（同条例第38条において準用する場合を含む。）の規定による許可に係る行為

(4) 京都市文化財保護条例第19条第1項本文（同条例第38条において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る行為

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の提案）

第18条 省令第7条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び省令第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する提案書は、指定提案書（第9号様式）とする。

（現状変更の許可の申請）

第19条 省令第9条第1項及び省令第14条第1項に規定する申請書は、現状変更許可申請書（第10号様式）とする。

（所有者等の変更）

第20条 法第43条の規定による届出は、所有者変更届（第11号様式）に、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更したことを証する書面を添えて行わなければならない。

2 景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者は、氏名又は住所を変更したときは、氏名・住所変更届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（歴史的意匠建造物の移転等の許可の申請）

第21条 条例第40条第2項の規定による歴史的意匠建造物の移転等の許可を受けようとする者は、歴史的意匠建造物移転等許可申請書（第13号様式）に、別表第1(1)の項に掲げる図書、次の各号に掲げる許可に係る行為の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 建築物の移転、除却又は外観の変更 別表第1(2)の項に掲げる図書

(2) 工作物の移転、除却又は外観の変更 別表第1(3)の項に掲げる図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、別表第1(2)の項又は(3)の項に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

3 市長は、第1項の申請があったときは、許可又は不許可を決定し、許可通知書又は不許可通知書を申請者に交付するものとする。

（地域景観づくり協議会の認定）

第22条 条例第43条第1項の規定による認定を受けようとする者は、地域景観づくり協議会認定申請書（第14号様式）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 活動計画書

(2) 規約

(3) 役員名簿

(4) 組織の構成図

(5) 活動区域図

(6) 活動に関する地域住民等への周知及び地域住民等からの意見聴取の状況を記載した書面

(7) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の申請があったときは、認定又は不認定を決定し、認定通知書又は不認定通知書を申請者に交付するものとする。

（地域景観づくり協議会の認定要件）

第23条 条例第43条第2項第4号に規定する別に定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 活動の内容が、法令又は都市計画に抵触せず、かつ、活動区域内における景観の保全及び創出に資するものであること。

(2) 代表者及び主たる事務所の所在地並びに団体における合理的な意思決定の方法が定められていること。

(3) 活動区域が、他の地域景観づくり協議会の活動区域と重複しないこと。

(4) 活動の内容について地域住民等の理解及び協力が得られていること。

（変更及び廃止の届出）

第24条 条例第44条第1項の規定による届出は、地域景観づくり協議会変更・解散・活動中止届（第15号様式）により行うものとする。

2 前項の届出（変更に係るものに限る。）は、第22条第1項各号に掲げる図書（変更に係るものに限る。）を添えて行わなければならない。

（地域景観づくり計画書の認定）

第25条 条例第46条第1項の規定による認定を受けようとする者は、地域景観づくり計

画書認定申請書（第 16 号様式）の正本及び副本にそれぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域景観づくり計画書
- (2) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の申請があったときは、認定又は不認定を決定し、認定通知書又は不認定通知書を申請者に交付するものとする。

（地域景観づくり協議地区内における意見聴取に係る報告書の記載事項）

第 26 条 条例第 47 条第 2 項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 報告者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 条例第 47 条第 1 項各号に掲げる届出等（次号において「届出等」という。）に係る土地の地名及び地番並びに面積
- (3) 届出等に係る計画の概要
- (4) 意見の聴取をした日時及び場所
- (5) 聴取した意見の内容

（景観協定に係る認可の申請）

第 27 条 法第 81 条第 4 項又は法第 90 条第 1 項の規定による景観協定（法第 81 条第 1 項本文に規定する景観協定をいう。以下同じ。）の認可の申請をしようとする者は、景観協定認可・変更認可・廃止認可申請書（第 17 号様式）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書（法第 90 条第 1 項の規定による認可を受けようとする者にあっては、第 5 号及び第 6 号に掲げる図書を除く。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 景観協定の協定書
- (2) 付近見取図
- (3) 法第 81 条第 2 項第 1 号に規定する景観協定区域（以下「景観協定区域」という。）（同条第 3 項に規定する景観協定区域隣接地を定めた場合にあっては、その土地の区域を含む。第 7 号において同じ。）内の土地の区画の配置図
- (4) 景観協定を締結しようとする趣意書
- (5) 当該認可の申請をしようとする者が景観協定を締結しようとする者の代表者であることを証する書面
- (6) 法第 81 条第 1 項の規定により得た土地所有者等（同項本文に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）の全員の合意を証する書面
- (7) 景観協定区域内の土地所有者等の氏名及び住所、その有する権利の種類並びに当該景観協定区域内の土地の地目及び地積を示す書面
- (8) その他市長が必要と認める図書

2 法第 84 条第 1 項の規定による景観協定（法第 90 条第 1 項の規定による認可を受けたものを含む。以下この条において同じ。）の変更の認可の申請をしようとする者は、景観協定認可・変更認可・廃止認可申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書（法第 90 条第 1 項の規定による認可を受けた景観協定のうち、当該景観協定区域内の土地に 1 の所有者以外の土地所有者等が存しないものを変更しようとする者にあっては、第 4 号及び第 5 号に掲げる図書を除く。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の景観協定の協定書
- (2) 前項第 2 号、第 3 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる図書

- (3) 景観協定を変更しようとする趣意書
- (4) 当該認可の申請をしようとする者が景観協定を変更しようとする者の代表者であることを証する書面

(5) 法第84条第1項の規定により得た土地所有者等の全員の合意を証する書面

3 法第88条第1項の規定による景観協定の廃止の認可の申請をしようとする者は、景観協定認可・変更認可・廃止認可申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書（法第90条第1項の規定による認可を受けた景観協定のうち、当該景観協定区域内の土地に1の所有者以外の土地所有者等が存しないものを廃止しようとする者にあつては、第3号及び第4号に掲げる図書を除く。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1項第7号及び第8号に掲げる図書
- (2) 景観協定を廃止しようとする趣意書
- (3) 当該認可の申請をしようとする者が景観協定を廃止しようとする者の代表者であることを証する書面

(4) 法第88条第1項の規定により得た土地所有者等の過半数の合意を証する書面

（借地権消滅等の届出）

第28条 法第85条第3項の規定による届出をしようとする者は、借地権消滅等届（第18号様式）に、法第85条第1項又は第2項の規定により景観協定区域から除外された土地の位置を明示した図書及びこれらの規定に該当することを証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

（景観協定加入の届出）

第29条 法第87条第1項又は第2項の規定により景観協定に加わろうとする者は、景観協定加入届（第19号様式）に、同条第1項の規定による場合にあっては第1号に掲げる図書を、同条第2項の規定による場合にあっては次の各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 新たに景観協定に加わろうとする土地所有者等の土地の位置を明示した図書及び当該土地の土地所有者等であることを証する書面
- (2) 新たに景観協定に加わろうとする土地所有者等の全員の合意を証する書面

（景観協定発効の届出）

第30条 法第90条第1項の規定による認可を受けた者は、当該景観協定区域内の土地に2以上の土地所有者等が存することとなったときは、景観協定発効届（第20号様式）に新たに土地所有者等となった者の土地の位置を明示した図書及びその者が当該土地所有者等であることを証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

（市街地景観協定の認定の申請）

第31条 条例第48条第1項の規定による市街地景観協定の認定を求めようとする者は、市街地景観協定認定申請書（第21号様式）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市街地景観協定の協定書
- (2) 市街地景観協定を締結した者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）を記載した書面
- (3) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の申請があつたときは、認定又は不認定を決定し、認定通知書又は不認定通知書を申請者に交付するものとする。

(良好な景観形成及び保全のための建築物の形態意匠に関する基準)

第32条 条例第48条第2項第1号エに規定する基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の形態及び意匠に関する基準
- (2) 建築物の位置又は建築設備に関する基準
- (3) 工作物の位置又は形態及び意匠に関する基準
- (4) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
- (5) 緑化に関する基準
- (6) その他良好な景観の形成に関する基準

(協定区域内における意見聴取に係る報告書の記載事項)

第33条 条例第49条第3項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 報告者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 条例第49条第1項の規定による届出（次号において「届出」という。）に係る土地の地名及び地番並びに面積
- (3) 届出に係る計画の概要
- (4) 意見の聴取をした日時及び場所
- (5) 聴取した意見の内容

(市街地景観協定の変更等の届出)

第34条 条例第50条第1項の規定による市街地景観協定の変更等の届出は、市街地景観協定変更・廃止届（第22号様式）により行うものとする。

2 市街地景観協定の変更に係る前項の届出書には、変更後の協定書の写し2通を添付しなければならない。

(身分証明書)

第35条 法第23条第3項に規定する身分を示す証明書の様式は、第23号様式とする。

2 法第64条第5項及び条例第13条第5項に規定する身分を示す証明書の様式は、第24号様式とする。

3 法第71条第2項及び条例第54条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、第25号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年5月24日から施行する。

(経過措置)

2 京都市市街地景観条例の全部を改正する条例(平成7年3月24日京都市条例第53号)附則第5項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の京都市市街地景観条例の規定の適用を受ける行為については、この規則による改正前の京都市市街地景観条例施行規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成11年4月30日規則第11号)

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成11年11月26日規則第68号)

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

附 則(平成13年1月4日規則第85号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第146号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年5月31日規則第24号)

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(平成17年12月26日規則第102号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月26日規則第103号)

この規則は、平成17年12月27日から施行する。

附 則(平成19年8月31日規則第34号) 抄

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第136号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第158号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日規則第68号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する工作物又は現に建設等の工事中の工作物に係る京都市市街地景観整備条例第10条第2項に規定する技術的細目(同条第1項第3号に関するものに限る。)については、この規則による改正後の京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則別表第2 1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月28日規則第17号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和元年12月5日規則第62号)

この規則は、京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例(令和元年11月13日京都市条例第30号)の施行の日から施行する。

(京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例(令和元年11月13日京都市条例第30号)の施行の日は、令和元年12月6日)

附 則(令和3年3月29日規則第75号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 4 条，第 8 条，第 1 6 条及び第 2 1 条関係）

区 分	図 書	明 示 す べ き 事 項
(1)	付 近 見 取 図	縮尺，方位，道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物等の位置
	配 置 図	縮尺，方位，敷地内における建築物等の位置，申請又は届出に係る建築物等と他の建築物等の別，土地の高低及び敷地に接する道路の位置
	カ ラ ー 写 真	敷地及び当該敷地の周辺の状況
(2)	各 階 平 面 図	縮尺，方位，間取り，各室の用途並びに壁，開口部並びに屋外に設ける建築設備及び工作物の位置
	屋 根 伏 図	縮尺，方位，屋根の勾配，軒，ひさし及びけらばの出並びに屋外に設ける建築設備及び工作物の位置
	着色した各面の立面図	縮尺，主要部分の材料，仕上材料及び色彩並びに開口部並びに屋外に設ける建築設備及び工作物の位置
	2 面以上の断面図	縮尺，各階の床及び天井（天井がない場合にあっては，屋根）の高さ，軒，ひさし及びけらばの出並びに建築物の各部分の高さ
	外 構 平 面 図	門，垣，塀，擁壁及び舗装の位置，寸法，仕上材料及び色彩並びに植栽の位置，寸法，種類及び色彩
	着色した完成予想図	申請又は届出に係る建築物及び周辺の状況
(3)	各 階 平 面 図	縮尺，方位，間取り，各室の用途並びに壁，開口部並びに屋外に設ける建築設備及び工作物の位置
	屋 根 伏 図	縮尺，方位，屋根の勾配，軒，ひさし及びけらばの出並びに屋外に設ける建築設備及び工作物の位置
	着色した平面図又は横断面図	縮尺及び主要部分の寸法
	着色した立面図又は縦断面図	縮尺，工作物の高さ及び主要部分の寸法

備考 1 付近見取図にあっては，縮尺が 2，500 分の 1 以上であるものとする。

2 配置図，各階平面図，屋根伏図及び断面図にあっては，縮尺が 100 分の 1 以上であるものとする。ただし，申請又は届出に係る建築等又は建設等の規模が大きいため，適切に表示することができないときは，この限りでない。

3 立面図，横断面図及び縦断面図にあっては，縮尺が 50 分の 1 以上であるものとする。ただし，申請又は届出に係る建築等又は建設等の規模が大きいため，適切に表示することができないときは，この限りでない。

4 (3)の項の各階平面図及び屋根伏図にあっては，工作物の建設等をした後，当該工作物が建築物に定着することとなる場合に限り，添付するものとする。

5 着色すべき図書の色彩は，日本工業規格 Z 8 7 2 1 に基づいて表示するものとする。

別表第2（第7条関係）

1 条例第10条第1項第3号に掲げる基準の適用に関し必要な技術的細目

美観地区等の種別		技術的細目
歴史遺産 型の美観 地区	一般地区	敷地を造成するための擁壁を公共用空地に面して設ける場合にあつては、当該擁壁は、石積み又はこれと同等の外観を有するものであること。
	祇園縄手・新門前歴 史的景観保全修景地 区	(1) 塀の高さは、1.8メートル以上2.5メートル以下であること。ただし、隣接する既存の塀の高さが2.5メートルを超える場合において、塀の高さを当該既存の塀の高さに合わせることで町並みの景観の連続性を確保することができると認められるときは、この限りでない。 (2) 犬矢来、駒寄せその他これらに類する工作物を道路に面して設ける場合にあつては、これらの工作物が、木竹、石等の自然の材料で造られていること。ただし、これらの材料で造られているものと同等の外観を有するものについては、この限りでない。 (3) 敷地を造成するための擁壁を公共用空地に面して設ける場合にあつては、当該擁壁は、石積み又はこれと同等の外観を有するものであること。
	祇園町南歴史的景観 保全修景地区	(1) 塀の高さは、1.8メートル以上2.5メートル以下であること。ただし、隣接する既存の塀の高さが2.5メートルを超える場合において、塀の高さを当該既存の塀の高さに合わせることで町並みの景観の連続性を確保することができると認められるときは、この限りでない。 (2) 門及び塀の形態が伝統的な様式のものであること。 (3) 犬矢来、駒寄せその他これらに類する工作物を道路に面して設ける場合にあつては、これらの工作物が、木竹、石等の自然の材料で造られていること。ただし、これらの材料で造られているものと同等の外観を有するものについては、この限りでない。 (4) 敷地を造成するための擁壁を公共用空地に面して設ける場合にあつては、当該擁壁は、石積み又はこれと同等の外観を有するものであること。
	上京小川歴史的景観 保全修景地区	(1) 門及び塀の高さは、2メートル以下であること。ただし、隣接する既存の塀の高さが2メートルを超える場合において、門及び塀の高さを当該既存の塀

	の高さに合わせるにより町並みの景観の連続性を確保することができると認められるときは、この限りでない。 (2) 犬矢来，駒寄せその他これらに類する工作物を道路に面して設ける場合にあっては，これらの工作物が，木竹，石等の自然の材料で造られていること。ただし，これらの材料で造られているものと同等の外観を有するものについては，この限りでない。 (3) 敷地を造成するための擁壁を公共用空地に面して設ける場合にあっては，当該擁壁は，石積み又はこれと同等の外観を有するものであること。
伏見南浜界わい景観整備地区	(1) 門又は塀を有する場合にあっては，その形態が伝統的な様式のものであること。 (2) 敷地を造成するための擁壁を公共用空地に面して設ける場合にあっては，当該擁壁は，石積み又はこれと同等の外観を有するものであること。
上賀茂郷界わい景観整備地区	(1) 門を有する場合にあっては，その形態が伝統的な様式のものであること。 (2) 塀を有する場合にあっては，当該塀が土塀であり，又はその形態が伝統的な様式のものであること。 (3) 敷地を造成するための擁壁を公共用空地に面して設ける場合にあっては，当該擁壁は，石積み又はこれと同等の外観を有するものであること。
千両ヶ辻界わい景観整備地区，上京北野界わい景観整備地区，西京極原界わい景観整備地区及び本願寺・東寺界わい景観整備地区	(1) 門又は塀を有する場合にあっては，その形態が伝統的な様式のもの又は伝統的な様式に準じたものであること。 (2) 門又は塀を有する場合にあっては，木竹，石等の自然の材料で造られていること。ただし，これらの材料で造られているものと同等の外観を有するものについては，この限りでない。 (3) 敷地を造成するための擁壁を公共用空地に面して設ける場合にあっては，当該擁壁は，石積み又はこれと同等の外観を有するものであること。
先斗町界わい景観整備地区	(1) 門又は塀を有する場合にあっては，その形態が伝統的な様式のもの又は伝統的な様式に準じたものであること。 (2) 敷地を造成するための擁壁を公共用空地に面して設ける場合にあっては，当該擁壁は，石積み又はこれと同等の外観を有するものであること。

2 条例第10条第1項第5号に掲げる基準の適用に関し必要な技術的細目

美観地区等の種別	技術的細目
歴史遺産型以外の美観地区等	(1) 携帯電話用のアンテナが建築物の外壁面に設けられている場合にあつては、その色彩が当該外壁面の色彩と調和したものであること。 (2) 携帯電話用のアンテナの付属設備は、公共用空地から見えない位置に設けられていること。ただし、適切な修景措置が施されており、景観の保全上支障がないと認められるときは、この限りでない。 (3) 屋上部に設ける太陽光発電装置は、屋根材と一体となる瓦又はパネルの形状のものであつて、かつ、その色彩が屋根の色彩と調和したものであること。ただし、公共用空地から見えない位置に設けられているときは、この限りでない。
歴史遺産型の美観地区	(1) 建築物の外壁面に設ける携帯電話用のアンテナは、その色彩が当該外壁面の色彩と調和したものであること。 (2) 携帯電話用のアンテナの付属設備は、公共用空地から見えない位置に設けられていること。 (3) 屋上部に設ける太陽光発電装置は、屋根材と一体となる瓦又はパネルの形状のものであつて、かつ、その色彩が屋根の色彩と調和したものであること。

別表第 3（第 15 条関係）

美観地区等の種別		基準
山ろく型の美観地区		道路に沿って、2メートル当たり中木2本以上の植栽が行われ、又は生け垣（生け垣をなす樹木の高さが1メートル以上のものに限る。以下同じ。）が設けられていること。ただし、敷地の規模又は形状により植栽を行い、又は生け垣を設置することが困難であると認められるときは、この限りでない。
岸辺型の美観地区	一般地区	建築物又は工作物と河川との間で空地となる部分に、河川に沿って、3メートル当たり高木1本以上又は2メートル当たり中木2本以上の植栽が行われていること。ただし、敷地の規模又は形状により植栽を行うことが困難であると認められるときは、この限りでない。
	歴史的町並み地区	建築物又は工作物と河川との間に空地となる部分がある場合にあっては、河川に沿って、町並みの景観の連続性に配慮した植栽が行われていること。
沿道型の美観形成地区	五条通地区	敷地内に高さが20メートルを超える建築物を建築する場合は、五条通に沿って、8メートル当たり高木1本以上若しくは中木3本以上の植栽を行い、又は8平方メートル以上の緑地を設けること。ただし、敷地の規模又は形状により植栽を行い、又は緑地を設けることが困難であると認められるときは、この限りでない。

備考1 「高木」とは、高さが2.5メートル以上である樹木をいう。

2 「中木」とは、高さが1メートル以上である樹木をいう。

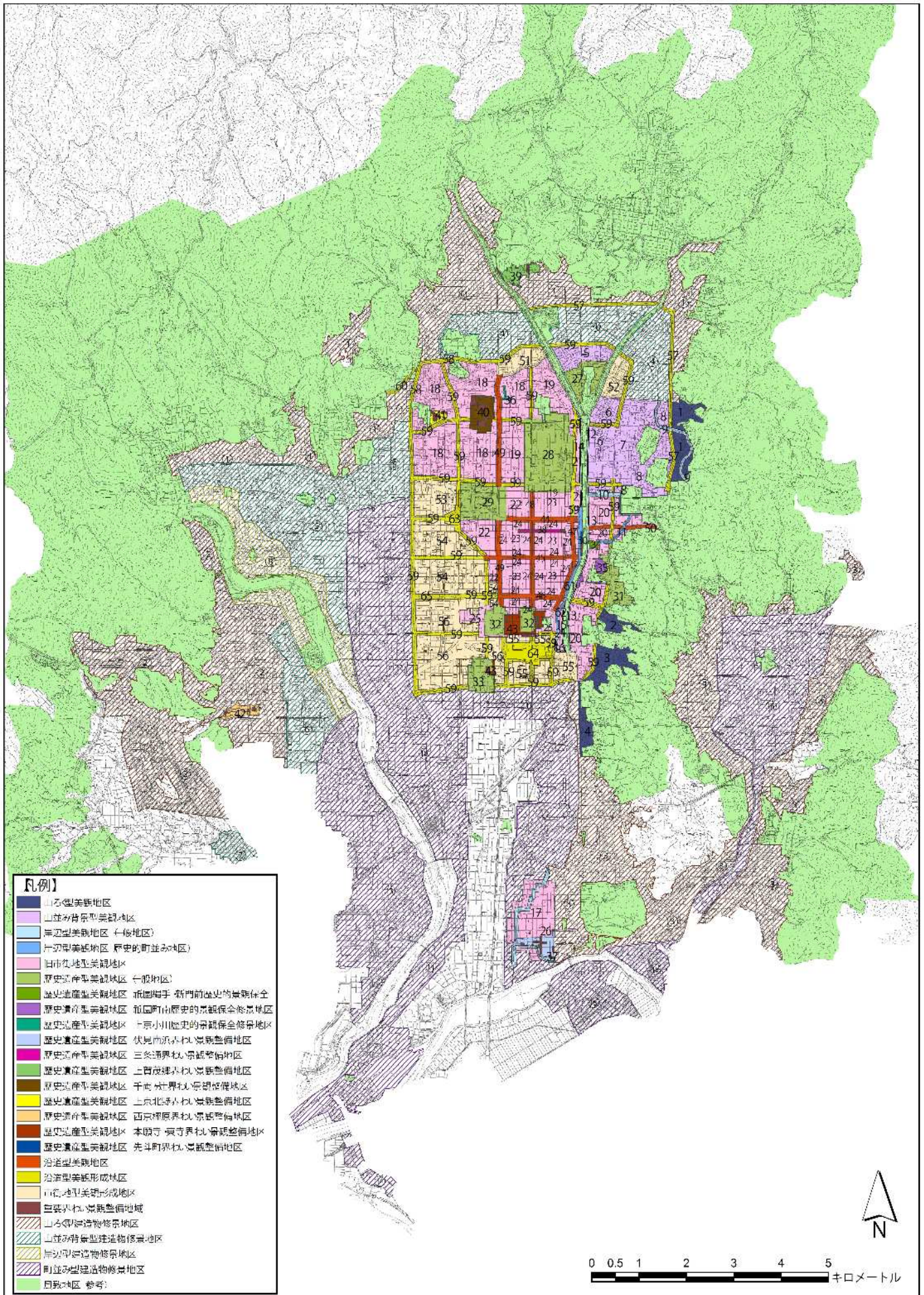
3 「緑地」とは、高さが1メートル未満の樹木又は芝その他の地被植物で表面が覆われている土地をいう。

資 料

景 観 規 制 図

(美観地区 美観形成地区 建造物修景地区)

■ 景観規制図（美観地区 美観形成地区 建造物修景地区）



(お問合せ先)

京都市都市計画局 都市景観部景観政策課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
電話 (075) 222-3474, FAX (075) 213-0461